

地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会（第2回） 議事録

開催日時：令和5年5月26日（金）14時00分～16時38分

開催場所：TKP 新橋カンファレンスセンター及びオンラインによる開催

事務局：定刻になりましたので、ただ今から「第2回地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」を開催いたします。本日事務局を務めます、パシフィックコンサルタンツ株式会社の真田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の検討会は、委員の皆様には対面、若しくはオンラインで御参加いただいております。検討会の状況につきましては、ストーリーミングで同時配信し、動画は会議後議事録公開までの間WEB上で公開予定です。会議の開催に当たりまして、オンラインにて御参加いただいている皆様に、何点か御協力をお願いいたします。通信環境にトラブルの低減のために、御発言のとき以外は、カメラはオフ、マイクはミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。御発言がある場合は、画面下側にございます手の形のアイコンの挙手ボタンをクリックしていただけますでしょうか。座長から御指名いたします。御発言終了後はボタンを再度クリックしていただき、挙手を解除くださいますようお願いいたします。また、会議中におきまして通信トラブルや不都合な点がございましたら、チャットに御記入いただくか、あるいはお手数ですが、事務局までお電話をくださいますようお願いいたします。対面で御参加いただいている皆様におかれましては、御発言がございましたら挙手をお願いいたします。御指名いたしますので、お手元のマイクをお使ひいただき、御発言をお願いいたします。それでは、議事に入ります前に、資料の御確認をお願いいたします。議事次第のほか、資料1～7、参考資料1となっております。資料は画面で共有もさせていただきますが、必要に応じてお手元でも御確認くださいますと幸ひでございます。続きまして本日の検討会委員の御出欠でございます。長野県環境部長の諏訪委員が御欠席でございますが、その他の委員の皆様には御出席をいただいております。委員名簿は、資料1にございます。なお、今回もオブザーバーとして、農林水産省様、総務省様、全国知事会様などに御参加いただいております。また、今回の議事においてヒアリングに御対応いただく、北海道せたな町様、岩手県宮古市様、神奈川県小田原市様、熊本県様、公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン）様、公益財団法人日本自然保護協会様の6団体から御参加をいただいております。皆様どうぞよろしくお願ひいたします。なお、本日はお時間が限られておりますため、ヒアリングに御対応いただく各御説明者におかれましては、事務局から御説明の終了時間についてチャットや紙にてアナウンスをさせていただきます場合がございますので、御理解のほどお願ひいたします。それでは、以降の議事進行につきましては、大塚座長にお願ひしたいと存じます。大塚座長、どうぞよろしくお願ひいたします。

大塚座長：どうぞよろしくお願ひいたします。「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」の座長を務めさせていただきます大塚でございます。今回の検討会では、前回の検討会で提示された論点について議論を深めるために、地方公共団体及び自然保護団体の計6団体から地域脱炭素化促進事業制度に関する取組を中心に御紹介

いただきます。実際にゾーニングや促進区域の設定に取り組んでいらっしゃる現場の声を
お聞きできると思いますので、活発な議論を是非よろしく願いいたします。それでは早
速議事に入りたいと思います。まず、せたな町様から、資料2に基づいて御説明をお願い
いたします。なお、質疑応答につきましては、地方自治体4団体のヒアリングの終了の後
に受け付けたいと思っております。では、よろしく願いいたします。

せたな町：北海道せたな町の阪井といたします。どうぞよろしく願いいたします。資料2の5ページ
をお願いしたいと思います。せたな町につきましては、ゾーニングを中心にお話をさせて
いただきたいと思います。事業の概要になりますが、ゾーニング事業を実施するに至った
経緯・背景となります。せたな町では、令和4年3月に、「ゼロカーボンシティ」宣言をさ
せていただいて、脱炭素に向けた取組を推進しております。また、再生可能エネルギーの
うち、風力発電や太陽光発電の導入ポテンシャルが多いことから、今後の導入拡大が期待
されておりますが、一方で自然環境への影響や地域とのトラブルも懸念されておりました。
ゾーニングと一緒に、地域エネルギービジョンも検討し、再エネによる地域課題の解決な
ども目指すため、環境省の補助を活用して実施をさせていただいております。再生可能エ
ネルギーに係るゾーニングの実施においては、無秩序な開発の抑制、再エネの適切な導入
と地域関係者との早期の調整などを念頭に置きまして実施をしております。また、せたな
町地域エネルギービジョンの検討では、再エネの導入と利活用による地域課題の解決や地
域の脱炭素化、レジリエンス強化のほか、ゾーニングにより得られました再エネ導入のポ
テンシャルを基に、目指すべき将来像と基本方針を策定しております。

6ページをお願いします。ゾーニングの手順ですが、再生可能エネルギー協議会を設置し
まして、協議会ではビジョンを扱い、協議会内に専門部会も立ち上げて、陸上洋上の各専
門部会で、ゾーニング事業を検討しました。各検討段階で専門部会に諮り、意見を反映し
ながらゾーニングマップを作成、地域説明会とパブコメを実施し、更に地域の意見も吸い
上げながら最終的な結果を取りまとめ、今年3月に公表をしております。この過程の中で、
専門部会5回、洋上専門部会4回により検討を進めてきました。

7ページをお願いします。ゾーニングの取りまとめ結果ですが、マップの作成結果は公表
用資料として取りまとめまして、検討内容ごとに右に目次項目を整理しております。

8ページをお願いします。エリア区分と条件設定になります。促進区域設定に係る国の基
準、ゾーニングの先行事例、再エネごとの特徴などを元に検討しておりますが、それぞ
れの区分・エリアにおきましては、専門部会での意見も反映されております。また、調整エ
リア及び促進エリアでの事業は可能としておりますが、法令や配慮事項などに沿って進め
ていただくこととしております。

9ページをお願いします。条件設定を踏まえた情報を重ね合わせて、再エネ種ごとのゾー
ニングマップを作成し、面積や導入ポテンシャルと、導入目標を比較しながら検討を進め、
再エネ種ごとのゾーニングマップが、この図となっております。

10ページをお願いします。ここからは、ゾーニングの取組により感じた課題点を3点ほど
挙げさせていただきました。まず1点目が、地域関係者との合意形成のための十分な事業
期間の確保ということです。多岐にわたる構成員で再生可能エネルギー協議会を運営し、
様々な意見などを取りまとめました。そして合意形成を図っております。当町は2か年計
画で事業採択を受けて、広域的なゾーニングを実施しましたが、1年目は実質半年程度の

期間で、コロナ禍もありまして、非常にタイトな日程でありました。ですが、現在の補助では原則として1年が補助期間とされておりますので、広域的なゾーニングを実施する場合、合意形成を図るまでに時間的にも人員的にも非常に苦勞するであろうと推察できます。2点目は、検討用データの迅速な提供協力と、国・都道府県の更なる周知理解が必要ということです。国や都道府県で管理していますデータの提供がスムーズにいかなかったことで、検討に時間を要しました。このデータ提供先の理解と協力が必要だと感じております。11 ページをお願いします。3点目は、地域特性のある促進区域の設定に向けた、各関係機関との基準の平仄合わせになります。当町のゾーニング事業では、国の基準等を基にエリアを区分しましたが、北海道の基準については検討中であったため、北海道の関係部署と意見交換しながら検討を進めましたが、現在も北海道の基準は確定されていないため、地域脱炭素化促進事業を進めにくい状況となっております。都道府県と市町村の考え方に乖離がある場合は、平仄合わせの点が課題であると感じております。

12 ページをお願いします。ここからは意見ということで、記載をさせていただいております。①の市町村の負担軽減につきましては、課題にも挙げさせていただきましたが、広域ゾーニングを実施するとして、費用負担における補助金の拡充や、事業年度制約の軽減としております。広域ゾーニングを実施する場合、多くの資料やデータが必要になります。なおかつ、地域との合意形成を行うことになり、期間的に非常に難しいということになりますので、複数年の対応が望ましいと考えます。②の市町村へのインセンティブの強化につきましては、促進区域の事業化に向けた町へのフォローとして、人材面、費用面の支援が必要と思います。例としては、再エネポテンシャルの高い地方で、再エネの導入が増えることが予想されますので、地方交付税の優遇措置などが考えられるのではないかと思います。③の事業者へのインセンティブ強化につきましては、前回の検討会でも意見がありましたが、地域への貢献策などで負担が更に増えますので、売電価格が上がるなどの事業性の優遇措置、地域に根差してくれる事業者を呼び込める環境づくりも必要かと考えます。また、配慮書省略だけでなく、方法書や準備書の簡素化、これについても図られるのではないかと考えます。④の役割分担、連携強化につきましては、促進区域の設定区域が、隣接自治体との境界に設定されている場合がありますので、連携方法や地域設定の扱いなど、推進方法の整理が必要で、先ほどの3点目の課題でもありましたが、国や北海道、都道府県の情報提供、協力体制の構築も必要と考えます。

13 ページをお願いします。⑤の地域脱炭素施策の策定実行の促進についてですが、市町村の負担軽減と、インセンティブ強化で、実効性は高まると考えます。現在整備している策定マニュアルについて、地域特性ごとの事例や策定ポイントについて拡充することで、どのような手法や手順で策定するのが良いのかの理解が深まり実行しやすくなります。ゾーニング制度そのものと関連する制度との関係性について、自治体担当者が理解できるまでに時間を要するものと考えておりますので、各地方環境事務所が行う理解促進セミナーなどでリードいただければ、事例 PR 機会にもなりますし、自治体の施策を進めていこうとする意欲の高まりにもなるのではないかと考えております。最後⑥番の施策の実現には、自治体のみではなく、事業者の参加と協力が必要不可欠と思いますので、ゾーニング等の施策計画段階から、事業者の関心を高められるような取組と、自治体同士が学び合っていく際には、国・都道府県の出先事務所にて、近隣自治体ごとに、地域事情を踏まえて議論を

するセミナーなどの場を設けることで、制度の理解のみならず、情報交換の場として活用することで、見える化の促進につながるのではないかと考えております。せたな町からは以上になります。

大塚座長：ありがとうございました。次に岩手県の宮古市様から、資料の3に基づいて御説明をお願いいたします。

宮古市：岩手県宮古市エネルギー推進課の田代と申します。環境省様、この度はこのような発表の機会を設定していただきありがとうございます。宮古市が現在取り組んでいるゾーニングの概要と、現状感じている課題感について発表させていただきたいと思っております。まず宮古市の概要を説明させていただきます。当市は旧4市町村が合併してできた、本州の最東端・岩手県沿岸のまちです。総面積は1,259.15k㎡で、全国の市町村の中でも11番目の広さがあります。総土地面積の92%が森林です。人口は47,374人です。再生可能エネルギー関係の選定状況としては、昨年11月に脱炭素先行地域に選定、今年4月に重点対策加速化事業に選定をいただきました。

宮古市の再生可能エネルギーゾーニングの概要を説明します。事業期間は、昨年度から今年度にかけて2か年事業として、補助事業に採択をされております。範囲は宮古市全域で、対象の発電設備は、太陽光、陸上風力、洋上風力、中小水力としています。宮古市は基本的に、再生可能エネルギー全般に対して推進派であって、基本方針として、ポジティブゾーニングとしています。可能な限り、調整エリア、促進エリアに設定することを検討します。宮古市委託事業者として、アジア航測株式会社盛岡支店様と契約をしております。

ゾーニングマップ作成までのステップとして、令和4年度、昨年度は、関連計画の把握、既存資料の解析及び関係部局との協議を行いました。令和5年度は、市民への再エネの意識啓発を図りながら、地域住民や専門家との意見交換を行い、地域の合意形成をもって、多様な意見が反映されたゾーニングマップの完成を目指すこととしております。現在この図の中の真ん中辺り、現地確認・調査の辺りだと思っていただいて、図の右のマップの完成に向けて進んでおります。

現在のエリア区分の案としては、保全エリア・調整エリア・促進エリアの3つに区分けすることで検討しております。環境省の風力発電のゾーニングマニュアルが基盤となっておりますが、市特有の考え方を反映させたものとしております。当市は、地域の合意形成というものが非常に重要と考えておまして、促進エリアの設定には、地域の合意形成が必要という条件としております。ただし、マップとして公表するまでに、考え方が少し変更となる場合がありますので、こちら御留意を願います。

ゾーニングで目指す方向性についてですが、事業を検討する再エネ事業者への一元的な情報提供。再エネを絶対に導入してはいけない場所を明確にすることで、住民トラブルを未然に防止して、無駄な事業検討期間を減らすこと。再エネ事業者の増加と競争により、より良い事業者の参画を促すこと。地球温暖化対策実行計画区域施策編における促進区域設定の検討材料にすること。ゾーニング協議とマップの公開・周知によって、市民の再エネ意識を向上すること。このような効果が発生することを目指して、ゾーニング事業を進めていきたいと考えております。

それではここからは、昨年度までの事業を踏まえて現在感じている課題感について説明いたします。課題1として、地域の合意形成をどこまでやるかということがあります。宮古

市のゾーニングでは、促進エリアを設定するには、地域の合意が必要としております。地域の合意形成を図るために、旧4市町村の地域協議会や、自治会長へのヒアリング、全域を対象とした勉強会、パブリックコメントを行う予定です。それでも吸い上げられない地域の固有の情報が出てくるのが想定されますので、地域のステークホルダーの把握が課題となっております。マップを作成したら終わり、ではなくて、来年度以降も市民の意見等によって、ゾーニングマップの更新をする必要があると考えています。その更新の頻度や、更新に係る事業における委託の有無について、現在検討中でございます。

課題2として、事業性の扱いが難しいということがあります。当市では、地域の合意形成と事業性の両方があるエリアを促進エリアとしていますが、事業性とは、各発電種別において設定する傾斜角度、住宅からの距離、風速、標高、地上開度等のことであって、採算性とは別物ということに、誤解を生まないような表現の注意が必要だと考えております。事業性は、再エネ事業者の各社が独自に検討するものではないかと考えることから、保全エリア、調整エリア、促進エリアとは別に、レイヤーとして分けて事業性を重ねられるように検討しております。

課題3として、保安林のエリア区分が難しいということがあります。岩手県の基準ですと、保安林は促進区域にすべきではないエリアとなっております。保安林の中にも原則解除できない1級保安林と、解除できる可能性のある2級保安林とがあります。1級2級を把握してマップに反映させることが難しい、不可能であることから、保全エリアは絶対に導入できない場所という扱いにしたいのですが、保安林を保全エリアにしてしまうと、意味合いが揺らいでしまう。同様に調整エリアにもしづらいという課題を感じております。

課題4として、マップ公開後の活用方法があります。単に再エネ事業者向けのツールでゾーニングマップというものを終わらせるのはもったいないと考えているため、デザイン等を工夫して、市民への再エネ推進の見える化を図ることを検討しています。そういったゾーニングマップを普及啓発ツールとして上手く活用している事例がありましたら、若しくは今後出てきましたら、皆様にも、環境省様にも御教示を願いたいと思っております。

ここからは、第1回検討会での論点に対する意見を書かせていただきます。論点①「市町村の負担軽減」についてですが、令和4年度第2次補正予算の交付金が昨年度と比べて、合意形成に係る部分が補助対象外となっております。当市としては、地域の合意に係る部分が最も重要だと考えているために、是非この部分の補助金の対象の再考をいただければと思っております。論点②「市町村へのインセンティブ強化」について、各自治体の作成したゾーニングマップを更に活用できる策があると良いと思います。今のところマップは紙で提供するほか、リンク設定を貼ったPDFでネットに公開する方向で検討しておりますが、REPOSなどの地図アプリと統合することで、見やすさにつながれば良いと考えております。自治体によってエリア区分の考え方が違いますので、その点注意した中で、マップアプリとの統合が図れると良いと考えております。以上で宮古市の発表を終わりにします。御清聴ありがとうございました。

大塚座長：どうもありがとうございました。では次に、神奈川県の小田原市様から資料4に基づいて御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

小田原市：小田原市 山口と申します。よろしくお願ひいたします。まず1ページ目を御覧ください。小田原市は神奈川県西部地域に位置しておりまして、首都圏にありながら森・里・川・海

が揃いました、人口約19万人の中都市となっております。

2ページを御覧ください。昨年10月に、「小田原市気候変動対策推進計画」を策定いたしました。この中の第3章「市域における脱炭素化施策【緩和策】」につきましては、地方公共団体の実行計画区域施策編として位置付けをしてございます。その中では、国の目標を上回る削減目標としまして、2030年カーボンハーフというものを設定してございまして、施策としまして、その1つに、再生可能エネルギーの導入促進というものを位置付けております。この中の目標としましては、市内の再エネ導入量を5倍にしていくということで、その誘導ツールとして、地域脱炭素化促進事業の促進というものを見込んでございます。そういったところから、3ページを御覧いただければと思いますけれども、本市としましては、まず再エネ5倍という野心的な導入目標の実現に向けまして、早期に再エネ導入を促進したいという意向がございまして、緻密なゾーニングはしておりませんが、まず第一弾として確実に促進をしていくエリアとして、促進区域の設定をしております。また、神奈川県がまだ制定されておられないので、そちらが制定された場合には見直しをしていくという考えでございまして、これまで幸いにも市内で迷惑施設と捉えられるような再エネ事業は多くありませんので、今回はまず計画策定の中で、この実行計画を策定してきたというところで、手続的に煩雑な部分をなるべく省いたような形で策定いたしました。また、一部には、そうは言いつつ地元の方で懸念を抱かれるような再エネ計画も現れてきております。ですので、そういったものについては、条例の制定等もありますが、拘束をしていくということがなかなか難しい部分もありますので、法律の方で解決をしていくことが重要かと思っております。促進事業につきましても、そういったものを上手く活用しながらやっていけば良いと考えております。今回メリットとして、インセンティブがなかなか見出せないというところもありますので、事業者にとって事業認定を受けるメリットとしまして、認定をした者に対しては補助金を交付していくということを検討しているところでございます。

4ページを御覧ください。小田原市の促進事業の特徴としまして、区域を市街化区域全体としております。これは住宅の屋根を中心に導入を進めていくということから、市街化区域としております。また、太陽光発電を再エネの種類に設定をしまして、規模は県のアセス条例未達の8,000キロワット未満という形に位置付けております。

5ページを御覧ください。こちら、3つ手続がありますけれども、真ん中の点線で囲った部分が、一般的に示されている促進事業の手続フローでございまして、右側のように、予め促進区域と設定をしまして、確実に、特に問題が生じないようなものにつきましては、協議等の審議を行わずに認定ができるような形で、補助金の交付まで持っていけるような仕組みも整えようと考えております。

6ページを御覧ください。意見を6つほど挙げさせていただいております。まず1つ目が、迷惑施設と捉えられる再エネには対応を厳格化していただきたいということです。今般、再エネ特措法の改正で盛り込まれました、FIT認定申請の要件となる説明会の義務化につきましては、大いに期待をしているところでございますが、説明会開催だけではなくて、双方向のコミュニケーションをしっかりと行っていくということも義務化をしていただきたいというところでございます。また、今回各市町村で定める促進事業に適合するものにつきましては、こういった説明会の細かい要件ではなくて、市町村側で定める手続で実施が

できるような方向を考えていただければと思っております。また意見②としましては、今後始まります建築物の省エネ法の改正によって促進区域の設定がありますけれども、こちらにも温対法の促進区域の設定をもって促進区域とできるなど、一体的な運用を検討いただければと思っております。また、各開発許可ですとか土地取引の届出等いろいろな手続がありますけれども、こういったものを各窓口で周知をしていくといった形で、制度間の連携強化を図るために、国においても関係省庁で連携をして御支援をいただきたいと思っております。

7ページ目ですが、意見の③になります。こちら、再エネの地産地消に対する価値を高めしていく制度づくりを検討いただきたいということです。現状、再エネの地産地消につきましては、裨益する対象者や、定量的な価値というものが若干曖昧な部分がございますことから、地産の再エネの価値を明確化して、地消する需要家を評価する何らかの制度づくりを検討いただきたいというところがございます。意見の④としましては、地域共生型再エネの経済的なインセンティブを強化いただきたいということで、重点対策加速化事業につきましては、余剰電力を公共施設又は農林水産関連施設に供給することが要件となっておりますが、これが1つ活用の障壁となっている部分もございますので、促進事業に適合するものについては、要件を緩和いただきたいと思っております。また、カーポート型の太陽光発電については、カーポート部分は交付対象外とされておりますので、こういった部分についても、地域共生型再エネを推進するよう、交付対象の整合を図っていただきたいと思っております。

続きまして8ページ目です、意見⑤になります。促進区域の設定によって、系統接続が円滑となる制度づくりを検討していただきたいということでございます。こちらは、系統の接続協議に要する時間・手間は課題の1つでございますので、そこを円滑に進むような体制が必要かと思っております。また、意見⑥につきましては、申請手続をより合理的かつ地域の合意形成に役立つものに改善をいただきたいということです。申請の段階でかなり詳細な事業報告や損益計算書等の提出が必要になっておりますが、こういったものは必ずしも必要なかというところはございますので、その辺の省略化を行っていただければと思っております。また、地域の合意形成を行うためには、認定申請をしてくる事業者がどういった方なのかというようなことが分かるように、出資元や略歴、こういったものを明記していただくような手続の方が有効かと思っておりますので、改善いただけるとありがたいというところがございます。小田原市からは以上となります。

大塚座長：ありがとうございます。では次に熊本県様から、資料5に基づいて御説明をお願いいたします。

熊本県：お世話になります。熊本県エネルギー政策課の久多見と申します。本日はこのようなお時間をいただきましてありがとうございます。資料を共有させていただきます。それでは説明をさせていただきます。

まず、熊本県におけるゾーニング調査の位置付け・背景等について簡単に御説明をいたします。熊本県では、令和2年12月に「第2次熊本県総合エネルギー計画」を策定いたしました。こちらの策定に当たりましては、本会の委員でもいらっしゃいます丸山先生にも御協力をいただいて計画の改定を進めてまいったのですけれども、この計画の中において、基本方針の5つの柱を立てた中に、「再エネ立地に伴う問題への対応」ということを明確に

位置付けさせていただきました。

また、この5つの柱に基づく重点的な取組の1つとして、「全ての県民に愛される再エネ施設（再エネ施設立地の適地誘導）」ということ、県の重点的な取組であると明記をしまして、県として対応するべきという姿勢をはっきりとさせたというところがございます。その後、令和3年7月に、県の環境基本計画の中で、県の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）をまとめておりますけれども、その中では、促進区域の基準を県の総エネ計画の中に位置付けをし、環境の保全に配慮した上で、地域の合意形成を円滑化しつつ、地域の脱炭素化を促進するというように書かせていただいております。まさに県における再エネ導入の政策方針として明確にするべきということで、このような整理の下、エネルギー政策の観点で議論を進めてまいったというところがございます。

本県における再エネ導入のポテンシャルというところ、それから適地誘導の必要性、面的な影響、このようなことを考えまして、熊本県としては、陸上風力発電と地上設置型の太陽光発電について、積極的な調査をしていこうという判断に至ったところがございます。

本県がゾーニング調査をやるとは言うものの、これの目的とするところは、やはり再エネ促進区域を市町村が設定することだということをはっきりしております。促進区域の設定主体である市町村自らが調査を行うということが当然想定されるところがございますけれども、熊本県としまして、先ほど申し上げたような再エネ施設立地の適地誘導を重点的な取組に掲げているということ、また、ゾーニングは広域的な解析が必要であるということ、県が広域自治体として市町村間の調整を求められる部分も多かろうということも踏まえて、県の方で主体的に調査を行って、市町村の取組を後押しするというやり方で進めようということになりました。ただ、重ねて申し上げますが、どうしても地域の再エネ資源、ステークホルダー、こういったものを一番良く分かっておられるのは、それはやはり市町村であろうと我々も思っておりますので、最終的な促進区域の設定などの再エネ導入の促進策というのは、あくまでも市町村抜きには考えられない、市町村が起点となることが望ましいと我々も思っております。ですので、あくまでも県と市町村が連携をしながら、適切に役割分担を行いながら、地域共生型の再エネ施設の導入を進めていくことが重要であると、このような基本認識に立って進めております。

本県におけるゾーニング調査の実施状況でございます。申し上げたとおり、陸上風力と太陽光の2本で進めております。令和3年度から、地図情報の重ね合わせ、机上での調査を進めてまいりました。令和4年度以降は、風力と太陽光で少し進め方が違うのですがけれども、県基準の案、マップの案、こういったものの精査を重ねてきたというところがございます。ちょうど今年6月からは、県基準のパブリックコメントも予定をしております。上半期のうちには県基準を正式に整えたいというところで、今準備を進めているところがございます。

ここからは、再エネの種別ごとにどのような進め方をしたかというところを、簡単に御紹介をいたします。まず、陸上風力発電に関してでございます。1年目、2年目ということで、2年間の調査をやっております。1年目はまずGIS上で地図情報の重ね合わせを机上で行ってまいりまして、ゾーニングマップ、県基準の素案を作るという作業をやっております。2年目調査という形で、1年目でやった成果物を、学識の方々、行政機関、地域の関係者の方々から成る「協議会」、それから、もう少し地元に近い方々に入っていただく

「地域懇談会」、この2段階で検討を進めたというところでございます。資料に示したような学識の委員の方々にも入っていただいて、検討をしたというところでございます。

少し概念図が分かりにくいところあるかもしれないのですが、資料左上の方、レイヤーの重み付け、ゾーニングマップ等々とございますけれども、いわゆる1年目の調査の中で、県の基準となる情報、それを地図に落とし込んだ情報を整理し、更に風況や事業性を一定程度加味して、導入可能性があるエリアはどこかという導き出しを行いました。これを2年目の調査で、実際に地域懇談の場などに下ろして、導入可能性のあるエリアの中でも、具体的にそれがどういうエリアなのかという地域の受け止めをもう少し聞くようなプロセスを経ました。

さらに、その地域ごとに細かいカルテを作成したり、アンケートを採ったりということをしてしながら、その後の市町村における促進区域の設定のより具体的な材料としていただくというような検討を、風力発電の方ではやってまいりました。

それから、太陽光発電に関してでございますが、こちらも1年目の調査は、風力同様に机上での調査をまずしっかりやりまして、その調査を元に、2年目は県基準、ゾーニングマップのより精査の部分と、風力と違いますのは、ガイドラインを作るということをやりました。風力と違ひまして、太陽光発電に関しては全県的に調査を実施しました。各市町村に細かく入っていければもっと良かったのですが、なかなかそれも難しいという中で、モデル的な自治体を3つ選定して、そこで促進区域設定に向けてのシミュレーションのようなことをやらせていただきました。その成果も踏まえたものをガイドラインという形で整理して、各市町村に共有するという形で、全体の促進を進めていこうという考えでございました。

手順としましては、1年目の検討を元に、2年目以降より精査をする。モデル自治体を国の仕分けに従って、「広域ゾーニング」、「地区・街区指定」、「事業提案型」という形で3つ選定してシミュレーションをしました。その結果も含めたところで、国からお示しいただいているマニュアル等を補完するような形でガイドラインを作成して、各市町村にお伝えいただくということを考えたところでございます。

最後に、なかなかまとまりのない意見ではございますが、我々熊本県としましては、これまでのゾーニング調査を振り返りまして、大変有意義なものだったと感じております。市町村が議論にスムーズに入れる、また市町村では、どうしても保全の議論に傾きがちの中で、「ポジティブゾーニングとはこうだ」ということを、しっかり共有しながら議論をするというところ、また、県と市町村の役割分担、県が庁内の関係部局から情報を得るところや、一定のエリアの内で質のばら付きを生じることなく成果物を作成するというところもできたかと思っております。

また、市町村へのインセンティブの部分、これまで各自治体からもございましたけれども、財政的なインセンティブの部分に加え、いかに市町村の中で促進区域の設定が有益かということと言い切れる、説得的な説明ができるかどうか、これ非常に重要であると感じたところでございます。

その他の気付きということで、いろいろ書かせていただいておりますけれども、申し上げたい点を少し絞りますと、1つは、やはり熊本県、ここまで一生懸命市町村と一緒にやってまいりました。「最後まで一緒にやるべきか？」と書いておるのですけれども、やはり県

としてもしっかり成果につなげるということが重要とっております。そういったことを考える上では、今回の県における広域的な検討を無駄にしないという意味では、市町村の単独の動きに任せるだけではなくて、例えば熊本県と市町村が一緒になって、促進区域の設定ということを考えるなどということまで踏み込んでいくことも、場合によってはあり得るのではないかと考えております。また、最後のところでございますけれども、今回再エネの適地はどこかということをいろいろ議論しましたけれども、「区域施策編の前提となる区域設定」という書き方をしました。これ、論点の中では逆だと思います。「区域設定の前提となる区域施策編」とありますけれども、必ずしもそうでもないかもしれないと。再エネ導入量をしっかり見極めた上で、実効性の高い計画を作るという理路もあり得るのではないかと、熊本県としては考えた次第でございます。

時間も超過してしまったようで申し訳ありません。駆け足で恐縮でございますが、熊本県からの説明は以上とさせていただきますと思います。ありがとうございました。

大塚座長：どうもありがとうございます。都道府県レベルでも非常に積極的にやっていたっていて、大変ありがとうございます。では、ただいまの地方自治体の皆様の説明につきまして、御質問等がございましたらお願いします。各委員から発言をいただいた後で、各団体様からの回答をいただきたいと思っております。発言のある方は挙手をお願いいたします。では、勢一委員、どうぞお願いします。

勢一委員：御説明ありがとうございました、勢一です。現場の取組の内容というのを、かなり丁寧に御紹介いただきまして、非常に勉強になりました。ありがとうございます。追加で少し教えていただきたいことありますので、質問させていただければと思います。

まず、せたな町ですけれども、確か 10 ページのところ、国や都道府県によるデータ提供がスムーズにいかなかったところが難しかったということで御指摘いただきました。もし差支えなければ、具体的にどのような局面で、どのような情報のやり取りなどが苦労した部分かというところを、もう少し具体的に教えていただけるとありがたいです。また、隣接市町村との連携について、12 ページのところ御意見を頂戴しました。確かに、再エネのポテンシャルが高いところが区域の境目というのは、いろいろな自治体であるところだと思います。仮に隣接の市町村と共同でゾーニングをするというようなことを想定したら、それはどのくらい難しいことなのか、難しい部分など、お感じになるようなことが今の段階でありましたら、教えていただければと思います。

宮古市の御説明の中で、保安林についての御指摘がありまして、非常に重要なポイントではないかと感じました。確かに、原則解除できない第 1 級と、第 2 級とで分かれるというのはそうだと思うのですが、こういうものが把握できないというのは、どこの部分に原因があって把握ができないのかということ、現場から見て教えていただければと思います。恐らく、国の指定と、あと知事の指定でまた違うかもしれません。知事の指定は、法定受託事務になっている部分については、知事の方で自由に決められるわけではないので、このあたりは国や法のレベルで考えていただく必要があると思われました。但し一部は、自治事務として指定されるような場合もありますから、こちらは都道府県の方で検討ができるのではないかと考えたところになりますので、もう少し教えていただけるとありがたいと思っております。

小田原市では、5 ページの図の中のところの御説明で、環境審議会が審議を、恐らく専門

的あるいは地域の利害として見ていただいているのだと思うのですが、温対法の促進のスキームでは、協議会が恐らくこの役割を担っているのだらうと思います。小田原市では、温対法のような協議会でなく、環境審議会がその役割を十分果たし得ると、今後もお考えなのかというところ、もう少し教えていただければと思います。

最後、熊本県の御意見の中に、県が加わって主体的にやることによって、ポジティブゾーニングが可能になったという御説明がありました。確かにポジティブゾーニングをどうやって進めていくかということは、非常にこのテーマの大きな悩みでありましたので、何故県が主導することで、ポジティブゾーニングの考え方が共有するのが上手くいったのか、もう少しその上手くいった部分のティップなど教えていただければと思います。私からは以上です。

大塚座長：はい、どうもありがとうございます。他の委員の方、いかがでしょうか。大関委員お願いします。

大関委員：産総研の大関です。大変いろいろな経験や事例を教えていただいて、大変参考になりました。いくつか質問させていただければと思います。まずは、共通的に聞きたいこととしては、今回の取組はどういったきっかけで、皆さん進められたのかということをお聞きしたいです。トップダウンで来たのか、担当者とかにやる気があったのか、地域にやる気のある事業からプッシュがあった、有識者からプッシュがあった、そういうことがあれば教えていただきたいと思います。

2つ目は、ゾーニングの検討において、費用がかかるのはどういう項目かということで教えていただきたいです。最初の調査なのか、それとも2年目とか3年目とか継続的にやる場合の検討会であったり、地域合意のプロセスにかかるのかというところを教えていただければと思います。3つ目が、ゾーニングに関して宮古市から少しありましたけれども、改定も含めた上でのゾーニングの考え方というものの議論があったかというところです。例えば調整エリアを少し広めにして、促進エリアを狭めにする、それらを更新していく頻度、それがどういうものが適切かなど、議論されている内容があれば教えていただければと思います。もう1つは、どういった事業主体、例えば県内とか県外利用が良いのか、例えば太陽光で言うと規模はどういう規模のものをたくさん入って欲しいのか、そういったところも考えたゾーニングの議論があったかということが、もし事例があれば教えていただければと思います。ここまでが共通のもので、後は個別に1～2点ずつ質問します。

せたな町で、導入ポテンシャルが REPOS からきていると思うのですが、大体 1,700 メガぐらいだったと思うのですが、9ページ目のゾーニングの結果を見ると、かなり大きくなっていて、地上で例えば 4.2 ギガとか、そのぐらい入って、営農で1ギガぐらい想定されているのですが、これは結果的にどのようなエリアが増えたのかというところと、促進エリアとしてどういうところが追加的になったかということをお聞きしたいと思います。営農とか地上で促進エリアにも入ったようなところがあるかということをお聞きしたいと思います。現状、せたな町は、条例を作っていないとは思いますが、基本的には事業計画のところで見ること、そういった広域ゾーニングに対しても対応ができるという認識で問題ないか少し教えていただければと思います。あとは営農型の設定において、農業の計画との関係で何か整理したとか議論したことがあれば事例として教えていただければと思います。

宮古市に関してですけれども、ポジティブゾーニングという考えということで、非常に良いお話だと思いました。他方で、やはりどのようにゾーニングして、適切に事業をやっているかということだと思えるのですけれども、例えば宮古市の推進条例の中で、地域主導型再エネの事業者の認定のようなものも作られていると思うのですけれども、その辺りの活用が有効なのかなど、今までやっているもので何かコメントがあればいただければと思います。それからこれは私の単純な勉強不足ですけれども、4ページ目の現地確認というのはどういうことなのかを教えてください。14ページ目のREPOSとの連携は非常に良い話だと思っていますので、REPOSとかEADAS等もあるかもしれませんが、GISの費用負担のコストシェアができるかということも想定されると思いますので、どういう仕様が具体的にあるかというのは、この場でなくてもよいと思いますけれども、挙げてもらえると非常に有益なのではないかと思いました。

小田原市ですけれども、基本的に問題が起きていないということですが、特高0件で、高圧・低圧400件ぐらいの市なので、そういうことなのかなと思っています。提案型の話があったと思いますけれども、このプロセスの期間がどのぐらいかかるかということも教えてください。あと6ページ目の厳格化、保安監督部との連携も非常に重要なので各省庁でやっていただければと思うのですけれども、一方で、土地をどちらで見るとか、発電所の設置前であるとか、どのぐらいのタイミングだということ、役割分担もある程度変わってくると思いますので、その辺りはコミュニケーションをしっかりとっていく必要があるのではないかと思います。また、地域コミュニケーションの要件についての、再エネ特措法との連携、非常に良い話だと思っています。手続の順番において有効に働くかということもアセスしないとけないと思うのですが、少しコメントいただければと思います。同じページの建築物省エネ法の促進区域への連携の話も良い話だと思います。その具体的な課題が既に分かっているならば、教えてください。小田原市はソーラーシェアリングの事業者、積極的な事業者もいらっしゃると思うのですけれども、同じように農地との計画の連携をどういうふうに進められたかということも、教えてください。7ページ目の地域への訴求のところ、地域経済循環分析のようなマクロ分析では不十分で、売り先等も限定した地産地消のような話ではないと有益ではないとお考えなのかということのコメントをいただければと思います。最後8ページ目、一般送配電所のウェルカムゾーンの活用の検討とありましたが、東電のページを見ても、小田原市はまだなかったのですが、何か良い案があるのかということも、コメントいただければと思います。どのぐらい蓋然性高く土地計画できるかということと依存するかと思うのですけれども、その辺り、例えば街区指定とか、事業提案型であれば、蓋然性高く、市としても提案できるであるとか、公用地活用であったらある程度見通せるとか、広域ゾーニングは難しそうであるとか、そういった都市計画の考えの中で、どのタイプだと蓋然性高く計画できそうかということが、もしコメントいただければと思います。熊本県では、県が主導してやるというのは非常に良い話だと思いました。他方で、45市町村が熊本県の中にあると思いますので、それをどうやって上手く調整できるのかというのは大きな課題だと思いますし、既に県のレベルで言うと、特高は20件ぐらいで、でも高圧になると600件ぐらい入ってきて、やはりその事業者の把握自体はやや難しくなってくるのではないかと思いますので、その辺りを上手く役割分担ができることよいだろう

と、感想として思いました。質問としては、県がまとめることである程度コストシェアできるような項目というのが、どういうものがありそうかということで、コメントがあればいただきたいです。例えば GIS であるとか、現地調査はやや難しいのかもしれませんが、そのようなプラットフォームがある程度できるものが、項目があれば教えていただければと思います。あとはこれが最後ですけれども、農業とか林地の関係、生物多様性とか、後半であるような関係との関係政策、県がグリップできるような関係政策との整合性の理論について、何かコメントをいただければ大変参考になると思います。長くなりましたけれども、以上になります。

大塚座長：はい、既に多様な質問が出ておりますが。既に御回答いただくのに、忘れるところが出てきているのではないかという気がしますけれども、一応まとめて御回答いただこうと思っています。他にいかがでしょうか。では丸山委員をお願いします。

丸山委員：私の方から手短かに。皆さん、共通の質問ということで、該当するものがあればお答えいただければと思います。1つは、合意形成の手法として、一般的に行われている説明があると思うのですが、合意形成の手法として何か工夫されたことがあれば教えてください。それから2つ目が、これをやられている自治体もあったかと思うのですが、目標値とそのゾーニングとの関係をどのように扱っているか、鶏と卵みたいな関係もあってなかなか難しく、やはり目標値が決まらなとレイヤーの選択もままならないとか、難しいところだと思うのですが、その辺の順番をお聞かせいただければと思います。3つ目になりますが、県と市の役割分担をどういうふうにお考えかということについて、お聞かせいただければと思います。なるべく県の方で事細かに決めてほしいという市町村もあれば、あまりそういう網を、予め手足を縛らないでほしいという所もあるかと思うのですが、皆様の御事情で、どういう方針の方が望ましいと考えるかということをお聞かせいただければと思います。以上です。

大塚座長：簡潔にまとめていただきましてありがとうございます。他にはいかがでしょうか。大丈夫ですか。では御質問は以上でございますので、各委員からの質問に対しまして、自治体の皆様から御回答をお願いしたいと思います。まず北海道のせたな町様、お願いします。

せたな町：たくさんの質問がありましたので、抜けていたら御指摘をいただきたいと思ひます。まず、情報提供がなかなかスムーズにいかなかったという点の御質問がありました。これについては、せたな町は洋上のゾーニングもしておりまして、そこで船舶航行状況という AIS のデータ、これを求めたのですが、これをもらうまでに4か月程度かかったというところがありました。これは年度をまたいでもらったという部分で、非常にこの部分は、洋上のゾーニングをやる上でどういう船がどこを航行しているかということは非常に重要な情報になりますので、そのデータ提供がなかなかスムーズではなかったというところと、陸上でいいますと、災害防止のための砂防ダムなどそういった施設を設置している部分が、これは北海道で設置しているのですけれども、その情報は最後までいただけなかった部分もありました。大体傾斜地にあると思うのですけれども、そういった情報もないまま、ゾーニングをせざるを得なかったというところと、大体の箇所、確認できるところは省いてゾーニングを進めたのですが、協議はしたのですけれども、情報をいただけなかったり、時間がかかったりしたものがあつたということです。

ゾーニングをする上で、隣町との町境になるのですけれども、高い山の尾根の部分とかが、

やはり風力が良い場所になっておりますので、そういった所が実際に促進エリアになっております。せたな町で設定はしているのですけれども、隣町はゾーニング事業をやっていないという点や、せたな町の場合は、昔から風力発電が盛んに入ってきておりますが、隣町はないという点、事業者の温度差もありますし、町の取組方の温度差というものもあって、なかなか上手くいかないという部分はありますので、その辺の対応ということも今後重要になってくると考えております。

共通の御質問をいただいたゾーニングのきっかけになりますけれども、せたな町は、先に地域エネルギービジョンを作りたいということで動いていたのですが、同時にこのゾーニングもやった方がどれくらいのポテンシャルがあるのかという部分も見極められるということもありましたので、ゾーニングも一緒に進めたという形で、ビジョンの策定の段階で、もうゾーニングも一緒にやろうと。将来的なビジョンに使っていききたいという形で進めさせていただいております。

もう1つ、ゾーニングにおける経費の部分ということで、町の担当者、素人ばかりでございますので、ここは事業者に入らせていただいて事業を実施したという部分もありますので、これは事業者の委託料がほとんど全てでございます。

それと、マップの更新というお話もありましたが、これは随時、今後いろいろな事業者が入ってくるかと思っておりますので、その事業者が促進エリアを含めて調整エリアなどで事業が確定したという段階で、調整エリアも促進エリアに変えていくという作業は、これは随時していきたいということで考えております。

事業主体のお話もありましたが、せたな町は今のところ、大規模な風力の事業主体が多いということもありますが、今後太陽光の部分もどんどん入れていきたいということで、いろいろ多方面に情報提供をしながら、進めていきたいということでございます。

それから REPOS の関係で、マップを作った段階で導入のポテンシャルという部分になりますが、REPOS は使っておりません。実際 NEDO の風況マップを活用して、全体を検討しながら進めたという形になります。

農業との関係になりますが、最初は農業委員会の方も協議会に入らせていただいて、使われていない遊休地や不耕作地のみで進めようということでやっていたのですが、結果的に営農の部分で国も補助を出しておりますので、できるところはという形で、農地は全て調整エリアという形で進めさせていただいて、そこは農業委員会にも御了解をいただいて進めたという結果でございます。

それから、共通の御質問であったかと思うのですけれども、合意形成の工夫ということで、せたな町の場合は、協議会を設置する段階で、いろいろな各関係する団体などから全部で18名の委員を入れて、更に国・北海道の関係機関のオブザーバーも入れて、合意形成を図りました。協議会の構成委員だけではなくて、最終的にはゾーニングのマップ案ができた段階で、各地域に入って個別に、5地域になるのですけど、促進エリアを設定する5地域について、個別に入っていきまして、合意形成、説明会をさせていただきました。更に、せたな町は合併町になりますので、最終的な説明会ということで、それぞれ旧町3町で最終的な町民への説明会を行いました。更に今年に入りまして、パブコメを実施させていただいて、合意形成を図ったということでございます。

目標の値とゾーニングの部分の整合性について、これはゾーニングのやり始めるきっかけ

にもなったのですけれども、先に目標となるビジョンの策定という形で進めようとしたところ、実際にどれくらい入れられるのかが分からない状況でやってもしょうがないということで、ゾーニングで出てきた数字を元に、目標の方を設定して、せたな町地域エネルギービジョンの方を策定しております。

共通の御質問で、都道府県と市町村との役割分担というお話がありましたが、残念ながら北海道はまだ基準ができていないということで、せたな町は、先にできたということもありますので、今は結果待ちということです。北海道も積極的に進めているとは思いますが、その出てきたものを見ないと役割分担と言われても進まないと感じています。

回答になっているかどうか分かりませんが、以上、せたな町からでした。

大塚座長：どうも丁寧に答えていただきありがとうございます。では、岩手県の宮古市様、お願いします。

宮古市：岩手県宮古市です。まず、1級2級保安林の把握できない理由について御説明します。地番レベルで保安林1級2級というのが分けられていることが、紙の状態であることにはあると思っております。地図データ、GISデータとしては存在しないこと、またその情報の正確性が担保できないのではないかと考えており、あまり整合性のないものを公表するというリスクを負うのが難しいと考えています。それと、国や県の保安林を市が先に公表して良いのかという確認が取れていないということがありますので、そこについて県や担当者との協議をする必要があると考えています。またこの保安林の扱いに関しては、調整エリアにまとめてしてしまう方法で進めようかと思っております。

大関委員の共通の質問として、どういったきっかけでゾーニングを取り組むことになったのかということですが、宮古市は、東日本大震災以降に、率先して再エネ全般に取り組むこととしておりまして、そもそも再生可能エネルギーを増やしていこうという施策が根底にあります。ゾーニングの一番の目的としては、地域にメリットがある再生可能エネルギー事業を増やしていくことです。宮古市の中では、特に目立った事例として、再エネに対するクレームが来ているわけではないのですけれども、そういったクレームが来る前に先に地域の合意形成を取っておいて、地域の考え方を再エネ推進の方向に進めていきたいと考えています。

またこのゾーニングという取組によって、地域の住民たちとたくさんお話をする機会を作ることによって、意識啓発することができるのではないかと考えています。

ゾーニングにおいて費用が特にかかる部分の御質問についてですが、やはり宮古市では、地域の合意形成に時間も費用もかかると考えています。宮古市は範囲が広く旧4市町村で構成されています。その中で沿岸地域にある漁村エリアと中心市街地と山林地区、農村地区に分かれており、それぞれにやはり災害に対する考え方やレジリエンスの確保の観点、経済性などの考え方が共通していない部分があると考えております。それに対して、別々の説明をしていくわけですから、時間と費用がかかると考えています。

それと改定も含めたゾーニングマップの頻度、適切な事業主体を含めた議論があったかについての御質問について御説明をします。ゾーニングマップが、GISデータなどを使っており、更に宮古市の場合は、それを市民全体にも普及させたいという考えがあることから、見た目にも凝ったものを作りたいと考えております。それを修正する専門性が必須ではないかと考えており、外部への委託が必須ではないかと考えております。1年に1回ぐらい

更新するようなイメージで、その費用面については見積を委託業者に出してもらっているところでは。

また、ポジティブゾーニングの宮古市の再生可能エネルギー推進条例との兼ね合い、どのような事業者にメリットがあるのかという質問かと解釈しました。宮古市でも今年度から、再生可能エネルギー推進条例を作りました。これが環境省の地域脱炭素化促進事業の認定とかなり近いようなものになったと、作ってから改めて考えました。これにより、「こういった事業を地域主導型再生可能エネルギー事業として認定します、認定した事業に対しては、市から支援が行われます」ということが、条例において明文化されましたので、市も、公にこの事業を応援するという立場を取れるようになりました。促進区域との兼ね合いなのですが、地域脱炭素化促進事業と、宮古市の地域主導型再生可能エネルギー事業の認定において、やはり似たようで違う部分があります。そういった兼ね合いも含めて、今後も検討が必要かと思っております。今のところ、今年度4月1日に、再生可能エネルギー推進条例を施行したばかりで、この地域主導型の認定というのはまだ1件もありません。

現地確認について、宮古市のゾーニングの中で、現地確認というスキームがありましたけれども、令和3年度に事業を始め、机上での既存の情報の整理はしたのですが、そのデータ自体がそもそも正しいのかというところまでまだ精査が終わっていないのが現状です。ここから地域住民や専門部会でお話を聞いた中で、「この地域は、本当はここは調整エリアではなくて保全エリアではないか」などの意見や「この山には神様が宿っているから、ここでは事業はできません」といった地域固有の情報をこれから集めて、実際にそういう意見がありましたら、実際に現場に行ってみて判断するというスキームが必要ではないかと考えています。

私たちが令和5年度事業においては、この前事業者との契約が終わったばかりで、これから動き出すというところですので、まだ実際に現場確認をしたという事例はありません。そういったことを想定しています。

丸山委員の共通の質問に関して御説明します。合意形成の手法で、各自治体が特に工夫していることについて説明します。これも本当にこれからの話なのですが、宮古市では、長期にわたってパブコメを開放して集めていきたいと考えています。一般的には、市の場合は最低20日や、大体平均的には1か月ぐらいのパブコメで終わることが多いのですが、この再生可能エネルギーゾーニングに関しては、ほとんど通年でパブコメを開放して、常に意見をもらいたいと考えています。地域住民への説明会でも、その場でパブリックコメントを周知して、「パブリックコメント出してくださいね」というお願いもして、更にアンケートやWEBでのアンケートフォームなどで意見をまとめていきたいと考えています。ここに関して、合意によって促進区域の範囲の検討の材料にするのみならず、合意形成をした地域の意見として、保全エリア・調整エリア・促進エリアとはまた別のレイヤーで意見を出していきたいと考えています。それが事業者にとって最も支援になるのではないかと考えております。

目標値との関係について説明します。宮古市の場合は令和3年度に、宮古市再生可能エネルギー推進計画を策定し、再エネの導入目標を立てました。その中で、ゾーニングマップの素案が昨年度で作られ、それにおける促進エリアになり得そうな土地面積と、導入目標達成のために必要な土地面積を比べてみたところ、今のところは促進エリアの方が面積が

広いということになっていました。もし検討する中で、土地面積が導入目標に対して足りなければ、促進エリアを増やすようお願いをしていこうとは考えていたのですけれども、今のところ達成していることから、基本的には促進エリアから調整エリアに移行するといった調整がされるのではないかと考えています。

それと最後に、県と市の役割分担の御質問について説明します。まだ県と特別連携を組んでいるわけではなく、これからだと考えております。地域脱炭素化促進事業を認定して手続のワンストップ化を図ることが今後具体的になってきたら、また連携をする必要があると考えています。以上で質問への回答を終わりにします。

大塚座長：どうも丁寧に答えていただきありがとうございます。県と市の関係がたぶん、地域によっていろいろ違って来るかもしれません。では小田原市様お願いします。

小田原市：まず勢一委員の御質問、審議会が協議会の役割を果たすと考えているかということで、こちらについては、環境審議会で、地元の一般公募の市民や地元の商工会なども委員として入っておりますので、基本的には審議会が協議会を兼ねていく形で役割を果たせるのではないかと考えております。

大関委員の御質問がいくつか多岐に渡っていたのですけれども、ゾーニングについては、小田原市ではあまり精緻な設定はしておりませんので、あまりそこに注力したというところはございません。今後改定のタイミングというところでは、基本的に3年に1度、推進計画自体を見直すタイミングがありますので、その段階で見直していくのかと考えております。また県が今後ゾーニングを設定していくということが起きれば、それに合わせて改定をしていく必要があるかというところです。

また小田原市の場合は、再エネのポテンシャルとしては、建物系の太陽光発電がほとんどですので、基本的にはそういったところがメインになってくると思っております。主体としては、地域に裨益するような事業を行っていただけるような主体であれば特に問わないと思っております。

また個別の質問ではいくつかいただいておりますけれども、私から、ソーラーシェアリングの関係について、農地の関係では、農業委員会とは協議をいろいろしており、既に実績もいくつかございます。小田原市の農業委員会としては、あまり否定的な感じではないので、こういった取組を行うことによって、耕作放棄地の解消に繋がるようであれば、積極的に受け入れていただけるような体制もできております。そういったところから、いくつかの事業者から実施を検討したいというお声もいただいておりますので、引き続き進めていきたいと考えております。あとは安陪からお答えします。

小田原市：小田原市の安陪と申します、よろしくお願いいたします。大関委員からいただきました、事業提案型のプロセスの期間でございますけれども、ものによってやはり異なるだろうと考えておまして、もちろん地元とよく合意形成をする必要があるものには長期間かかると思っております。一方で、御説明いたしましたように、既に定めた促進区域の中で円滑に進められるものについては、迅速にする方が良いかと思っております。例えば年に2回ぐらい、半年に1回ぐらいで進められるようなスピード感が持てればと考えております。関連で、勢一委員からいただきました合意形成のプロセス、協議会にしないのかということところで若干補足ですけれども、小田原市の中でも非常にその点については議論がありました。協議会にしなかった理由として何点か挙げますと、市の行政手続のプロセスとして、

認定の前に事業者と有識者の先生方と住民の方々が同列で協議するという事は、なかなか普段のプロセスからすると少し馴染みが薄いと思いました。小田原市では、協議会を正式に設置するためには条例改正が必要となり、プロセスに時間が非常にかかってしまうということがあります。各事業で関係者が異なりますので、毎回協議会を新設するという事は、両者にとってもニーズに合わない可能性があるかと考えます。また、協議は法的拘束力が非常に難しいということもあり、我々としては既にある環境審議会で、まずは専門的な知見を議論いただいた上で、地元説明会という形で2段階のプロセスで合意形成を行うということ考えているところでございます。

大関委員からいただいた、再エネ特措法の説明会のタイミングということですが、FITの認定前ということは重要な点かと思っております。やはり認定を取ってしまうと、事業者も計画が固まって採算性も決まった段階かと思っておりますので、その前に事業計画が変更可能な段階で説明いただくというのは非常に重要なポイントと思っております。

建築物省エネ法の課題でございますけれども、まだ詳細なルールが示されておりませんので、具体的な課題というのはまだ整理できていないところです。1つ言えますのは、そういうスピード感が違うということはあると思っております。詳細なルールが決まる前から既に大まかな区域が決められているということは、建築物省エネ法での促進区域も早く定められるということかと考えております。

また、地域経済分析では不十分かという点でございますけれども、広く地域への貢献という意味で、地域経済分析というのは非常に有益かと考えております。一方で、具体的にそれが誰にどう裨益して、誰が経済的なペイをする、金銭を払うまでのメリットを得るかというところまでは不明確と考えております。私どもは良い再エネについてはやはり是非経済的にも価値を明確化して、より評価して前に進める制度づくりをと考えていますので、より具体的に誰に裨益して誰が経済的にインセンティブを出していくかというところまで明確にできればと考えております。

また系統連系について、具体的なイメージをとということでございましたが、現時点では具体的なところは、まだ送配電事業者とも意見交換を重ねている段階で、現時点でお示しできるものではありません。とは言え、自治体と送配電事業者で連携することで、自治体ではポテンシャルなり電力の需要側である正にまちづくりの観点と、系統整備の観点、この両者を組み合わせることでより社会全体で最適となるような計画づくりというものができるとは思わないかということで、今検討している段階でございます。

丸山委員からいただいた、目標値とゾーニングの関係ということでございますけれども、山口が御説明したとおり、まず再生可能エネルギーを5倍にするという目標が先にあり、その想定として設置可能な屋根の3分の1に設置するというコンセプトがありました。それを元に促進区域を設定したということで、目標が先にあってそれに合う形で促進区域を設定したということになっております。以上です。

大塚座長：どうもありがとうございます。では熊本県様お願いします。

熊本県：熊本県でございます。できる限りコンパクトにお答えをしたいと思います。

まず、勢一委員からポジティブゾーニングの件で御指摘をいただきました。また、別に丸山委員から合意形成の手法の工夫の部分のお話もありましたので、陸上風力で行った地域懇談会の例を御紹介します。陸上風力では地域懇談会ということで、市町村の職員、森林

組合、商工団体、自治会等々の団体の方に、エリアごとにお集まりをいただきました。1市町村ごとということではなくて、ある郡部なら郡部の3つ4つぐらいの方々に同じ会場に集まっていたいて、それぞれにテーブルを囲んで、そこに大きな地図を広げながら議論をするという手法を取りました。特に風力発電の議論でしたので、太陽光と違って、圧倒的に前提となる知識がありません。「メガソーラーとか太陽光発電は見たことがあるけれども、風力は実際に見たことがない」という市町村が圧倒的に多いので、まず風力に関する基本的な情報の提供、ビデオなども見ていただきました。その後、県から「こういう考え方でやっている事業なのだ」ということをきちんと御説明もさせていただいて、そこから議論を始めました。3つ4つの市町村で集まって、それぞれテーブルを囲んでやっていますので、隣のテーブルで何を議論しているのか、どういう議論が行われているかを、それぞれのテーブル間でも共有することができるのです。どうしても1つの市町村、1つの集団だけでやってしまうと、例えばお1人ラウドスピーカー的におっしゃる方がいらつしゃると、全部その議論の方に引っ張られていってしまうというところもあるのですが、そこはファシリテーターが上手く、会場の中を動き回りながら「隣ではこういう意見も出ていますけど、どうですか」など、上手く風通しをしながら、集まった市町村の中のそれぞれの議論が同じように高まっていくようにと、上手くできたと思っています。そういう中で、県として、申し上げたい「ポジティブゾーニングとはこういうことなのだ」というところも、しっかり県職員も一緒に輪に入って御説明をしながら、いろいろ議論ができたと思っております。

大関委員から、取組のきっかけのお話でしたが、これは率直に申し上げると、担当者の力量によるところは非常に大きいと思っています。私も昨年度から携わっているのですが、それ以前から非常に熱心に取り組んでくれる職員がいたという、その職員の存在が非常に大きかったものがございます。

併せて、熊本の場合は、加えて環境への配慮という部分や、阿蘇の世界文化遺産などの様々なプロジェクトもある中で、県として再エネ導入に対してどう考えるのかということについて、財政セクションも一定の理解を示してくれたということもあり、しっかり取り組めたと思っております。

費用面ということでの話もございましたが、県はデータをある程度持っていますが、それを地図化して示していく、調整をしていくという部分は、やはり専門の事業者の方でないと難しいということがございますので、そこに要する費用が一定程度かかります。また、それはこれからも一定程度要ると考えております。合意形成のプロセスは、関係者にお集まりいただければ、なんとかなる部分かと思っています。やはりその情報の整理の部分に要するお金というのはあるというところがございます。

また、データの更新、改定に向けた考え方ということで、一定程度は必要かなという認識ではあります。例えば、県基準もゾーニングマップも、その重ね合わせる情報は、それぞれ土地利用規制など、いろいろな情報がそう毎年変わるものでもないのだろうと理解していますので、ある程度の軸になる地図があって、そのエリアが少しずつ拡充したり縮小したりというぐらいの部分であれば、実際の基準を見ながらしっかりやれば、毎年の更新でなくても良いのではないかと思います。例えば、新たな規制法ができたり、新たな何らかの考え方が入ってくるというタイミングで、しっかり更新をしていくというこ

とは、これはやはり必要だと思っております。

それからコストの部分は、GIS のデータを、単一の市町村でやるよりは、県がまとめてやった方が絶対得だろうと感じております。

県の関係施策との連携という部分では、県の所管課で取組を行っていますので、県庁内の関係各課とは、県基準やゾーニングマップに関しては全部共有しながら、「意見があったらいただきたい」というように行っていますので、横連携という部分では十分できているかと思っております。

丸山委員からありました目標値との関係は、太陽光ゾーニングの検討の中でも御指摘をいただいて、その入口の議論ぐらまでは我々も少しやらせていただいたかと思うのですが、おっしゃるとおり、実際の導入可能なエリアと、県なり市町村なりの目標との突き合わせというところ、これはやはり必要だろうと思っております。もちろん、目標量に対比して、目標に合わせるためのゾーニングがどこまで良いのか、例えば、導入可能性が検討できるエリアがあまりにも少ないというときに、その規制を緩めてよいのかということも、いろいろ出てくるかと思っております。少なくとも、今掲げている目標との乖離があるのかなのかということぐらいは、確実に押さえる必要はあるだろうと思っております。十分に（再エネ導入可能量に）余裕があるということであるならば、もう少し環境への配慮を高めてみるなど、いろいろなやり方があるかと考えております。

県・市町村の役割分担に関しては、実際に県・市町村、連携してやってきた部分がございますので、やはりその中で、県ではしっかり、持っている情報をしっかり掴み、きちんとした形にしてお示しをし、市町村では、地元の関係者への御理解、人を集めていただいたり、御説明いただいたりというところで上手く手分けをしていきたいと思っております。地域固有の事情については市町村に御説明をいただくとか、そういう分担をやっていくべきなのかなと考えているところでございます。駆け足でございますが、以上でございます。

大塚座長：どうもありがとうございました。だいぶ時間がかかっておりますので、古畑委員、黄木委員からも挙手がございますが、この後の総合討論のところで御指名させていただきますので、そちらの方でお願いしたいと思っております。では続きまして、自然保護団体からのヒアリングに移りたいと思っております。まず、WWF ジャパン様から、資料の6に基づいて御説明をお願いいたします。

WWF ジャパン：ありがとうございます。WWF ジャパンの市川大悟と小西雅子でございます。では早速、本日4点述べさせていただきます。まず、3点が短期で対応可能な対策ということで、特にこちらは環境省にお願いできればと思っていること。そしてあと中期では是非御検討いただきたいことを述べさせていただきます。

意見1ですけれども、特に地域の事業者から見た場合に、関連省庁が様々な再エネ、省エネももちろんですけれども、脱炭素の支援ツールがございます。例えば環境省、資源エネルギー庁、農林水産省が出しておりますけれども、これがどこで、自分の事業がどれに当てはまるか、本当に分かりにくくなっています。もちろん、環境省がこの脱炭素地域づくり支援サイトを作っていらっしゃるって、この中で関係省庁の支援が一覧で検索可能になっていて本当に素晴らしいことだと思いますし、また資源エネルギー庁もいろいろな自治体の支援を、自治体ごとに検索できるようなサイトも作っていらっしゃいます。ただ、これは見た後に、「詳細は当該府省庁にお問い合わせください」ということで終わってしまっ

いますので、事業者から見た場合どれが当てはまるのか、本当に分かりにくくなっています。是非省庁を超えたワンストップの問合せ先が、コンシェルジュのようなイメージであれば良いのではないかと考えております。例えば先ほどの宮古市もおっしゃっていたのですが、申し込みの段階で、「その事業ならばここに支援先の候補がある」と伝えるといったことです。今日ご出席の自治体は非常に先進的な自治体だと思いますので、そうした自治体、「この市であれば、この部署」、宮古市ならば正にこの「環境エネルギー課に問い合わせください」というところまでを、問合せに答えられるような、ワンストップの問合せ先があると非常に進みやすいのではないかと考えております。

2点目は、先ほど熊本県も「担当者の力量による」とおっしゃっていました。本当にそのとおりだと思います。こういった専門人材を、あるところは非常に恵まれているけれども、ないところはやはりなかなか進まないといった実態があると思います。地域脱炭素の施策や地域共生型再エネ事業の担い手となり得るのは、地域企業を熟知して信頼されて、かつ直接深く関わるのは、地方銀行と税理士、主にこの2つが一番大きなツールとなると思っております。今日は委員に北都銀行の佐藤様もいらっしゃいますので、是非また御意見も賜ればと思います。こういった地方銀行にとっては、地域経済主体の事業を進めるインセンティブが非常に高く、事業者とウィンウィンになり得る、また専門人材の供給源にもなり得る体制になっています。これはもしかしたら金融庁との調整などが必要かもしれないですが、地方銀行の融資担当者への体系的な支援ツールや「自治体がこういったゾーニングを行っている」などの研修を体系的に提供されてはいかがかと思っております。地方銀行、本当に今事業融資をいかに増やすかということが大きなテーマで、脱炭素は、数少ない1つの金脈です。ここはどの地方銀行にとっても大きなインセンティブになると思います。地方銀行と税理士の脱炭素ビジネスマッチング力の強化を狙う研修を体系的に提供してはどうかと思っております。実際に自治体の脱炭素先行地域の選定や促進区域のためにも、地方銀行が連携して支援しているケースもありますので、そういった自治体の支援にもつながるのではないかと考えております。

WWF ジャパン：市川から2点追加で申し上げます。1つ目は短期の対策ということで、意見1、2と同じ短期的なもので、もう1つは中期的に検討していただきたいものとして1点申し上げます。

意見3についてからです。本検討会の論点2、又は3に該当する意見になると思いますが、短期的に実施可能な対策として、自治体を主体とした再エネ事業、の支援を強化してはどうかということが意見になります。目下、再エネの普及拡大というのは求められていますけれども、FIT当初に比べて、開発が容易な適地というのは減少しております。当然その残存するポテンシャルでの開発も難しくなっていくことが予想されます。こうした中で、開発がスムーズに受け入れられるためには、理想的には地域住民の方が主体になるような事業が望まれますが、他方で高齢化が進むような中で、10年20年消化期間がかかるようなものを、住民主体で立ち上げていくということは、容易ではないということが想像に難くないです。

したがって、発電事業主体としてより継続性の固く、地域住民からも信頼されて、またその出た事業収益というものを上手く地域に還元できるような主体が事業を担っていくことに、てこ入れが必要であると考えています。

次のページをお願いします。そこで、自治体によって発電事業をやっていくということを、環境省の事業でも支援されていますが、更に強化を図っていったらどうかと考えています。特に自治体が発電事業を行うのであれば、地域住民からの信頼も得やすいと思います。また、融資等での与信も得られやすくなります。主体として長く継続していきますので、設備の管理、運用も担えます。また、売電益が最終的には自治体の収益で住民に還元されるので、合意形成もスムーズにいくものと考えております。

最後に1件、4について申し上げます。こちらは中期的に検討していただきたいと思う施策についてです。他の自治体の説明にもありましたけれども、促進区域の設定に対して、自治体への追加的な財政支援の可能性をまず検討してはどうかという意見になります。先ほども申し上げたとおり、再エネの適地が減少していく中で、更に開発が必要になってきますが、多くのそのポテンシャルは、地域の自治体に偏在しています。そうした自治体ほど小さい規模で、人的リソースが限られていますので、促進区域の設定が容易でないということは、よく分かると思います。この中でそれを達成するには、温対法の強化で削減目標をもう義務化するか、それが難しいのであれば、よほど強力なインセンティブがないと、これは難しいのではないかと思います。

次のページをお願いします。こちらはどれぐらいこの開発が必要かという規模を、我々で試算したものです。現行に比べて、大体数倍から数十倍の設備規模が必要になってきます。これは他団体の試算でも同じように、このぐらいの億キロワットのレベルの開発が必要ということで、即ち、社会環境には負担が大きくなるということが予想されているというわけです。

次のページをお願いします。自治体が促進区域を難しい中で設定していくには、やはり現状の支援策のように、促進区域の設定に係る援助や、労力負担を減らす現状の支援策はもちろん重要ですが、そこに上乘せするような形のインセンティブがないと、なかなか動けないのではないかと思います。1つのインセンティブの形として、地方行政への財政支援を行うことを検討してはどうかと思います。ただ、何でも財政支援が良いというわけではなくて、ある程度その使用用途を限定化して、再エネの開発が促進区域で実際に成就すれば、実際そこにかかる開発負担を減らせるような環境保全対策に活用な資金を交付するなど、そうすれば自治体側にも促進区域のモチベーションにつながるのではないかと思います。時間がきてしまったので、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

大塚座長：ありがとうございました。次に、日本自然保護協会様から、資料7に基づいて御説明をお願いいたします。

日本自然保護協会：日本自然保護協会の大野正人です。日本自然保護協会として問題視しているのは、大規模な風力発電や太陽光発電が開発される中、自然豊かな場所で計画されることが相次いでいることです。気候変動の中で、生物多様性の保全と、いかに両立するかということが、今の課題です。再エネ施設を環境影響の少ない場所に、いかに誘導していくかということが大事だと思っています。今回のこの温暖化対策促進法で、促進区域の設定や実行計画づくりの検討の中で、その両立がいかに図っていけるのかということ、我々は望んでいるところです。

1 ページ目についていただきまして、国や都道府県の基準による除外すべき区域について、

我々は、当初この法律が施行するに当たって、法規制の厳しい所だけに限られているということを課題だと考えてきました。その限られた場所だけですと、生物多様性保全上重要なエリアなどが、この促進区域の対象になり得てしまうのです。生物多様性重要な地域が、十分な法規制が必ずしも今かかっているわけではないので、地域の保全活動をされている場所や、地域絶滅の危ぶまれるエリアなど、地域ならではの環境保全の観点ということは、大変重要になります。

「例えば」と書きましたが、昨年我々に、ある都道府県の基準検討の際に、説明とヒアリングがありました。そこでお話したことをパブコメで出したのですが、それが反映されております。そういった環境団体の意見を聞いていただくということが有効な機会となり、今後も市町村レベルでもとても大事なのではないかと考えております。そういう意味で、促進区域の設定や事業計画の策定の際の協議会に、地域の情報に詳しい環境団体や、その自然を見続けられているナチュラリスト、博物館があれば博物館の学芸員や研究者を構成メンバー、ステークホルダーの一員として、必ず位置付けておくことが、後々の合意形成に繋がる上でも大変重要だと考えております。

次のページにいていただきまして、事例の紹介をさせていただきます。私は去年の11月にドイツに海外視察に行きまして、自然共生型の再エネの現状を視察してきました。ドイツでは、荒廃農地や生産性の低い農地を太陽光発電に転換していることが多いのですが、ここでは、その太陽光発電施設の周りを、灌木の垣根で囲って、野鳥や小動物のコリドーになっていたり、太陽光発電の下は、郷土種で希少種を含んだ種を播種して、そこを草地にしています。その草地を更に地域の酪農家に貸して放牧をしていることもありました。その他にも、日本でも太陽光発電の周りを、安全上柵で囲うのですが、ドイツでも同様に囲ってありました。しかし、その太陽光発電の中も、ウサギやキツネなどの小動物が出入りしやすいように、10センチから15センチぐらいの穴が開けられていました。確かに獣道的に、その草が倒れていましたので、小動物が実際に使っているようでした。左下の写真はポストのような箱なのですが、これは昆虫の巣箱です。こういった巣箱を周囲に配置して、この巣箱自体も、地域の社会福祉施設に作ってもらうということがされておりました。右側の下の水たまりは、工事の時に工事車両が作った轍だそうです。その轍に水が溜まることによって、カエルが卵を産む。そのため、その轍を埋めずにわざわざ残しています。ピオトープです。こういったいろいろな工夫がされているのが、大変参考になりました。そのモニタリング自体も、地域の自然保護団体がやっており、ちゃんと公表しています。ドイツはゾーニングの制度がしっかりしているということや、計画段階で州政府の綿密な指導や住民との協議が徹底されていますので、日本も学ぶべきことは多いと思います。特に事業者からこういった保全活動をすることが、地域の生物多様性の保全や、生態系のネットワークに貢献していることを大変意識していると聞かされました。ドイツの場合は事業者自身の意識が高いことが分かりました。

ページめくっていただきまして3ページ目です。ネイチャー・ポジティブという、世界目標が大事なキーワードになっております。自然生態系の損失を食い止め、回復傾向に向けていくために、社会変革が必要だということが言われております。そのネイチャー・ポジティブに向かっていく中で、再エネ事業が環境影響のマイナスをゼロにするだけではなくて、やはりプラスに転じる必要があります。ドイツのような自然共生型の再エネがポジテ

イブな事例の1つですけれども、それ以外に日本の場合、促進区域内での獣害問題を解決していくことや、希少種の保全を促進区域の中、それ以外でもよいと思いますが、地域で絶滅危惧種の保全を進めていくような取組も、この環境保全の取組の中であって良いのではないかと思います。そのためにも、事業者・市町村向けの、環境保全のための取組のガイドラインを環境省がしっかり示す必要があるのではないかと思います。その次は、OECMの話が第1回の時にもありました。OECM や生物多様性の地域戦略の策定が今後進んでいきます。それとセットでこの促進区域の検討を進めることが大事ではないかと思います。

次の4ページ目についていただきまして、4月に日本自然保護協会で、自然環境の環境影響レポートを公表しました。これは過去5年に発行されたアセス図書の267件の解析です。その中で、やはり事業者によって大変ばらつきがありました。計画のうちの4割以上が原生林に近い森林に計画していたり、2割がイヌワシの生息地を事業区域にしていたりということがありました。これは事業と計画によって自然環境の配慮が大きく違うということがよく分かりました。事業者によってはちゃんと配慮していることが分かるようなところもあるのですが、事業の比率からして、「ここは配慮が欠けている」ということがよく分かりました。今回の資料の中では、企業名はぼやかしていただきました。詳しくはホームページの方を見ていただければと思います。

最後のページです。主な論点への意見として、事業提案型、事業者の知見を活用した促進区域がありました。ここは先ほどお話をしましたように、やはり慎重に考える必要があるのではないかと思います。事業者が全て環境配慮をした計画をしているとは限らない現状ですので、自治体の考慮すべき地域で、事業者側の論理で我田引水のように促進区域が設定されるということも考えられます。そういった環境影響への科学的な判断を、市町村だけでするのは大変な負担になってしまうのではないかと思います。協議会の中で、協議会には環境保全の観点から、環境省の地方事務所や都道府県の環境部局、地域の自然保護団体などが入った協議会で、検討する必要があると思います。一方で、事業者側のそういった提案が、制度としてもし作るのだとしたら、逆に環境団体とか住民団体からの提案も同様にできるような仕組みがあるべきではないかと思います。

最後ですが、ここは少し冒頭でもお話ししましたように、今後30by30、2030年までに陸域、海域の30%が保全されるエリアにしていこうという目標があります。今の促進区域は、国立国定公園の中でもできてしまうような現状で、今日の自治体の御発表の中でも、促進区域だけではなく、やはり保全エリアも一緒に考えていく自治体もあります。今の促進区域の考え方をこのままやっていくには少し違和感があるので、是非この機会に見直していただけるとよいと思います。以上です、ありがとうございます。

大塚座長：はい、どうもありがとうございました。では、自然保護団体の皆様からの御説明につきまして、御質問等がございましたら、お願いいたします。各委員からの発言をいただいた後で、各団体様から御回答いただきます。御発言のある委員は挙手をお願いいたします。

最初に、では私から1つ、WWFにお伺いしたいです。意見の3の論点3に関係するところで、自治体主体の再エネ事業の支援を強化するということは私も前から賛成しており、こういう考え方を私も持っているのですが、日本であまり今まで進んでいません。寿都町とかいろいろ例はあることはあるのですけれど、あまり、例えばドイツのシュタットベルケみたいな形も含めた形で進んでいません。日本で今まで進んでいない理由と、それを乗り越え

るためにはどうすべきかということ、もしお答えいただけるのであれば、教えていただけるとありがたいです。少し難しいかもしれませんが、他にはいかがでしょうか。丸山委員お願いします。

丸山委員：今の点と関連するのですが、前半の自治体の事業者へのインセンティブという話もあったと思うのですが、認定みたいな仕組みでは駄目でしょうか。要するに、自治体自らが関与するというやり方ではなくて、ここに書いてあるようなある種の地域への裨益や環境配慮などを条件化して、ある種の何か認定するような仕組みを付けて、そういうものに対して何か経済的インセンティブを付与するというやり方ではなくて、やはり自治体やらなければ駄目なのか、その辺をお伺いしたいと思いました。

また、自然保護協会のコメントで、まず1ページの1ポツ目で、環境保全の観点が重要だというのはもちろん私も賛成なのですが、この1ポツ目のことは、例えば地域などで、条例などの形で個別にルール化して、ルール化されていれば保全エリアに入れ込むことができるのですが、そういうことではなくて、国レベルで何かやるべきなのか、自治体ごとでいいのかということについてお伺いしたいです。

レポートに関して、私も拝見しましたが、広目にエリアを設定して、絞り込んでいく感じで進めていく事業者もいて、それが悪い方にヒットしてしまった気もするのですが、どうでしょうか。事業者とやり取りしながら決めたものなのかということをお伺いしたいです。また、30by30とのバランスは、私も実はすごく気にはなっています。これは、ただやはり両立できるような、国レベルでの土地利用のグランドデザインみたいなものや、エネルギーポートフォリオみたいなものが欲しいという、そういう解釈でよいでしょうか。その点をお聞かせください。

大塚座長：はい、大関委員お願いします。

大関委員：ありがとうございます。WWFに対して丸山委員のお話もあったように、自治体でなくてもよいというところもありますし、発電事業者ではなくて、今後太陽光を支える業種がどういう人たちになるかにもよるのではないかと考えています。その辺り、例えばEPCやO&M、アセットマネージャーなど、どういう観点のところの事業者が適正であれば良いか、少しコメントをいただければと思います。

自然保護協会に関しては、欧州のJPEAのソーラーパワー・ヨーロッパが2022年10月に、ベスト・プラクティスガイドラインを出されていて、確かにこういうものが有効ではないかと思っていたところです。どういうガイドラインが良いのか、完全にベスト・プラクティスが良いのか議論はありますけれども、そういうものは少し必要なのではないかと私も感じております。日本の太陽光で有効なものがそれほど拾えなさそうな感じも今は残念ながらあるので、少し参考として、他の開発事業の中で、この生物多様性と上手くいっている事業がもしあれば、何故上手くいっているかも教えていただければ助かります。例えばスキー場とかが、害獣との緩衝帯との整備に上手くいっている話も少し聞いたこともあって、そういう事例があるのかということをお伺いできればと思います。

また、4ページ目のOECMの設定率が低い理由がもし分かれば教えていただければと思います。以上になります。

大塚座長：よろしいでしょうか。では勢一委員お願いします。

勢一委員：御説明ありがとうございます、勢一です。他の先生と重ならない点で1点のみ。自然保護

協会で、3 ページのところ です。生物多様性国家戦略に基づく地域戦略である OECM との整合は非常に私も重要だと思っています。ただこれを、どのような形でこの前半の自治体の取組の中に融合させていくかという、その手法や進め方がなかなか悩ましいのではないかとこの問題意識を持っております。現行で策定されているような地域戦略を御覧になっておられると思うのですが、この地域戦略の側からどういう情報をゾーニングなどに提供する、あるいはそれを想定したような地域戦略の策定の仕方を考えれば良いのか、この辺りで何か知見があったら教えてください。以上です。

大塚座長：では以上につきまして、御回答をお願いしたいと思います。まず、WWF ジャパン様、お願いします。

WWF ジャパン：ありがとうございます。最初の質問なのですが、何故自治体主体の発電事業が少ないのか、なのですが、これは我々もまだ原因が何かというところは全然分析がまだできていないので、お答えは難しいのです。一般論になってしまうかもしれないのですが、やはり税収をベースに運用しているのだから、当然そこから事業欠損を出すリスクというのは、通常の民間企業以上に難しいということが原因になっているのではないかと思います。是非今回、自治体の方々もご参加されているので、実際に発電所をやるとなったときに、どういう観点から難しいかということ、御意見あったら是非お聞きしたいと思いました。余談ではあるのですが、先ほどこの発電事業自体が少ないのかということですが、総務省の資料を確認しましたが、やはり実際少なくて、平成 22 年度の決算データで、公営の電気事業は、大体全国で 348 施設でした。FIT 前後のときです。ただ、直近で令和 2 年では、施設数が増えています、それでも全国で 498 施設ということ。FIT 期間を経ても、せいぜい 150 施設程度しか伸びていないということで、そういうところからも、やはり発電事業に自治体が飛び込むことに二の足を踏んでいるということがよく分かるので、てこ入れを是非お願いしたいと感じた次第です。

大関委員の御質問ですけれども、理解しているかどうか、もし違っていれば教えていただければと思うのですが、再エネ事業者の担い手が、事業者だけでなく、もっと広くても良いのではないかと御意見だったかと理解しました。そうすると、実際に担い手は、それぞれ今いろいろなことがあり得るのだと思います。例えば、実際に地方銀行が再エネ事業に乗り出していたり、ビジネスマッチングだけでなく自らやってみたり、あるいは ENEOS が GRE を市場価値よりも高く M&A したケースで、M&A は今いろいろな事業主体が今再エネ事業入ってきていますので、その担い手がどうかというよりも、いずれにしても事業性融資で絡むのは地方銀行です。地方銀行を、もっとよりそこに進むようにという形で、計画的にキャパビルしていても良いのではないかと、そういったことを提言させていただいた次第です。

大塚座長：丸山委員がおっしゃりたいのは、現状からして例えば専門的な知識ということも含めて、自治体が主体になるのはなかなか無理だと思われて、むしろその認定のところ自治体が関わった方が良いのではないかとこの御趣旨だと思えます。それを、もし何かお考えがあったら教えていただきたかったですけど、なかなかすぐには難しいですか。

WWF ジャパン：実際、自治体だけではなくて、本当に専門人材がいないというのは大きな問題というか、一番大きなハードルの 1 つなのだと思います。ですので、丸山委員がおっしゃるように、確かに認定の「こういうことを地域共生型と我々、県あるいは市は考えます」というもの

を明示してあげると、それはそれで1つの事業者のインセンティブにはなると思います。今はそこが曖昧になっています。どちらかと言うとネガティブスクリーニングの方が先行している自治体もあるので、そうではなくて、逆にその定義を明確にする、しかしそれは諸刃の剣だとは思いますが。

大塚座長：ありがとうございます。では日本自然保護協会様、お願いします。

日本自然保護協会：こちらの資料ごとにお答えしたいと思います。1ページ目ですが、丸山委員から、除外すべき区域は、国レベルなのか自治体レベルなのかというご質問ですが、確かに自治体で、条例で重要な区域を定めていればそれで良いと思います。今回の国の基準の除外すべきエリアが結構限られており、それは当時の環境省の再エネを進めていくのだという姿勢を他省庁にも示す上だった故だと思います。例えば国立公園の2種3種までが、そこには入っていません。環境省の法律に基づいてない、重要湿地とか重要里山なども除かれていません。除かれていない故に、都道府県が大変悩まれているし、悩まれたのではないかと思います。そこでもう少し国の方で、「やはりここは大事だ」というところを、少し広めにすれば、より自治体での絞り込みがやりやすくなる、そうあるべきではないかと思っています。

2ページ目で、ドイツでの再エネの自然共生型の事例やガイドラインが必要ではないかというお話で日本の中での参考になるものがあるかですが、事業者も、努力され始めてはいると思いますが、やはりドイツまで徹底されていないというのが実感です。再エネ事業の中で地域の貢献などがいろいろ始まってはいますが、もっとやれることはたくさんあるのではないかと思います。比較的開発事業で歴史の長い高速道路などで、高速道路を造る時の造り方、環境保全の取組など、長い期間モニタリングやその見直しなどがされています。やはりこういった再エネ事業も長期に渡りますので、長く続けられているその開発事業の環境配慮というものが、1つは参考になるのではないかと思います。

3ページ目です。市町村の策定率が低いということですが、これは OECD ではなくて、生物多様性地域戦略です。これは、国の補助金が途絶えてしまったからという単純な話です。ですが、生物多様性国家戦略が今年更新されて閣議決定が3月末にされました。国の戦略が見直されたので、それを受けた地域戦略の見直し、更新がされていきますし、まだ未策定のところは、環境省も恐らくこれから後押ししてくださると思いますので、地域戦略が今後は策定されることになっていきます。その中で、今のこの促進区域の検討や OECD の検討がセットでできるのが理想的です。個別にやるよりは一緒にやっていった方が効率的ではないかと思っています。先週自民党の調査会で、OECDの後押しになるための制度が必要だという生物多様性保全を進める提言書がまとまったという報道がありました。私も提言書の中身はまだ見ていないのですが、恐らく OECD が、今は何の法律も基づかないもののため、インセンティブがなかなかまだ作り切れていない状況です。そのインセンティブをどう作るかということだと思うのですが、少なからずそのような制度ができる中で、国家地域戦略、この後の促進区域の検討が、自治体が一緒に同時にやるのが効率的にも能率的にも良いのではないかと思います。

最後の丸山委員からのこちらの環境影響レポートについてです。おっしゃるとおり、配慮書段階のものが、事業者が大変広く範囲を取られていることがあります。その故だというのは、それは確かなのですが、事業者によっては、広過ぎるぐらい取ってしまうところが

あります。なので、配慮書段階で絞り込んでいくといえども、やはりもっとそこはちゃんと吟味すべきなのではないかと思えます。

あと最後の 30by30 とのバランスや、ランドデザイン、土地利用計画については、丸山委員がおっしゃるとおりです。とどのつまり、やはり日本の中での保全と開発のバランスを取っていくための土地利用計画です。ドイツはやはりその計画制度がはっきりしているので、大規模な再エネ開発であっても環境保全が進んでいくのだとすごく実感しております。30by30 ということを議論していく上でも、土地利用と、土地利用の中で再エネをどこまで、どう、どこに配置するのかということ、やはりちゃんと考えなければいけないのではないかと思えます。以上です。

大塚座長：はい、どうもありがとうございました。事務局からの延長というのが出ています。本日は4時までの予定ですが、もうちょっと過ぎていて、誠に申し訳ありません。少し延長して御意見をいただきたいと思っておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。もう4時を過ぎていて申し訳ないのですが、よろしいですか。4時半ぐらいを目処にしたいと思っておりますが、かなり遅れているような状況でございます。では、本日のヒアリングを踏まえて、今回の検討会の論点等に関して、更に意見があれば、各委員から御発言をお願いしたいと思います。先ほどの自治体主体の再エネ事業に関して、黄木委員の方からチャットで御意見がありました。「自治体での発電が難しいのではなくて、民で成立している事業に官が出ていく必要がないのでは。自治体の関与の下、地域貢献等の条件を付した事業が理想である」という御意見が出されております。これは恐らく、WWF は、自治体ができることが住民にとって一番信頼性があるというお考えだと思いますけれど、別の考え方も当然あるということかとは思っています。古畑委員、黄木委員、先ほど挙手が後の方であったので、御意見伺っていませんが、他にございましたらお願いしたいと思います。古畑委員からお願いしてよろしいですか。

古畑委員：ありがとうございます。大阪府能勢町地域振興課の古畑です。いろいろな御意見や御説明ありがとうございます。まとめて、環境省に質問や感想を2点ほどさせていただけたらと思っております。まず国、環境省への質問ですけれども、小田原市の中で、双方向のコミュニケーションを法律で定めて今後いただけたらというところだったのですが、やはり迷惑施設と捉えられないためには、住民の合意形成が非常に重要だということは、各所からの意見が出ていますのですけれども、今回何故双方向のコミュニケーションは義務付けにされなかったのかというところの説明があればお願いしたいと思います。

それから感想として2つあるのですが、WWF が最初にいろいろなツールがあって、いろいろな発信をワンストップしてもらえたらということもあったのですが、今後都道府県や市町村がそれぞれ促進区域とかの基準を作っていくと、更にまた事業者としてもいろいろ調べないといけないというところもあります。そこも一緒に情報発信できるようなことを今後考えていただけたらと思えます。

それから、最後に日本自然保護協会が、促進区域の協議会で、地域の自然情報に詳しい環境団体などを構成メンバーに位置付けることが重要ではないかという御意見がありました。私たち能勢町がゾーニングするときに、たまたま別な事業で平行して、能勢町のレッドリストの策定をやっていました。その関係で、生物多様性基礎調査をやっていたことから、それこそ法的な網にかかっているわけではない、生物多様性の保全上重要な地、場所などが情報と

して上がっていたので、ゾーニングの中に加えることができたということがありました。ですので、他の地域でもそういうことも考えながらゾーニングをされると、合意形成を図る上でも良いのではないかと思います。以上です、ありがとうございました。

大塚座長：どうもありがとうございます。では稲垣委員お願いします。

稲垣委員：稲垣でございます。私からは主に意見でございます。前半4自治体の皆様からいろいろ教えていただきましたけれども、促進区域の設定について、大変貴重なノウハウだと思っています。今日お話しいただいた方が、例えば他の自治体に、その促進区域のノウハウを提供できるような枠組を強化していくことが重要だと思っています。その際に、他の自治体にノウハウを提供する側の自治体のメリットも何か提供できるような枠組があると良いと思いました。

2点目としては、小田原市がおっしゃっていた都市整備と電力系統を一体と捉えて促進エリアを立案することを御検討だとお伺いしましたけれども、こういったケースが具体化したら是非「具体的にこうやった」という使い方をモデルケースとして示していくということが重要かと思います。「何かのついで」ということがポイントかと思ひまして、都市整備のついで、あと前半別の方がポテンシャル調査をするついでにゾーニングもしたというお話もありました。ゾーニングはハードルが高いので、何かのついでにゾーニングするというようなことが増えると良いかと思っています。これもどんだんケースが出てきたら明示できたら良いと思いました。

小田原市の話にもありましたけれども、系統連系はやはり一番重要なものの1つかと思っています。一般送配電事業者の方と今調整中ということだったのですけれども、その一般送配電事業者の巻き込み方で、どのようなタイミングで、どうやって当たるのか、また、どういう方向で議論をしたら良いかということが、今回小田原市でいろいろ御経験されるのだと思っています。可能な範囲で、公表いただけると、これもモデルケースになると思いました。

最後でございますが、熊本県の取組に大変感銘を受けました。やはり促進区域の拡大には都道府県単位でこういった踏み込んだ取組が重要になると思いました。今日お話しいただいた方々、先進的な地方自治体の方々ばかりでしたが、実態としては、大多数の小規模自治体は、まだ実行計画区域施策編などを作っていないで、促進区域設定の前にいろいろやる必要があると認識していて、かなり促進区域はハードルが高いかと思っています。なので、もしそういったところまでも作ってほしいということであれば、一定のフォーマットが必要ではないかと思っています。順番として、基礎自治体よりも前に、まずは都道府県に対する促進区域の理解増進とアプローチを強化することが必要ではないかと思っています。ハードルが高いので、まずはファーストステップとしては都道府県で、なるべく熊本県のような取組を広げていくことがファーストステップになると感じました。以上でございます。

大塚座長：どうもありがとうございます。では黄木委員お願いします。

黄木委員：那須塩原市の黄木です。御指名ありがとうございます。まず最初に WWF への意見なのですが、WWF の意見を否定するものではなくて、いろいろな考え方があってということで御理解いただければと思います。

あとは今回前半の自治体からの発表ですが、こちらゾーニングをした上での促進区域の設

定というようなお話だったので、それを元にいくつか論点に対しての意見を言いたいと思います。まず小田原市の取組は非常に斬新で、精緻なゾーニングをしないで促進区域を設定するという事は、「こういうこともありなのか」と理解しました。では、国としてこのゾーニングというのはマストなのかどうかというところを意思表示していただけると助かります。

我々は、そのゾーニングをした上で促進区域を作るということを普通のやり方だと思って、皆さんそのように取り組んでいるのですが、「いや、ゾーニングなんかなくてよい、促進区域をいきなり作ってもよい」というのであれば、そういう可能性もあるということをお示しいただいて、「そういう場合には、このようにすればよい」というのを、お示しいただければ良いと思います。その上でも、「ゾーニングが必要である」と言うのであれば、せたな町のデータを集めるのに非常に苦労したという例もありましたが、那須塩原市も現在ゾーニングの最中で、そのデータを集めるのに苦労しているというお話があります。そこにはお金もかかるし労力もかかります。できればそういうところで無駄な費用を使いたくないということで、ゾーニング用のデータを、例えば国なら国が音頭を取って、オープンデータ化するなどがあっても良いのではないかと思います。

もう1つの論点です。国と自治体との関係ということですが、熊本県の事例は最高です。ゾーニングするに当たっては、熊本県のように県が率先してやっていただけたら、たぶん自治体は喜ぶと思います。こういうことは、各県に広めていただければと思います。ゾーニングと促進区域の件ですが、那須塩原市では栃木県の基準が遅れています。県の基準が遅れている場合の取組について、せたな町は大変に上手くいったということですが、同様のことが他の自治体でも可能か知りたいと思っています。万が一、我々が設定した促進区域を、否定と言うことではないですけど合致しないような県基準ができたらしょうかとひやひやしています。そのとき、速やかにエリアを変えられるかという自信がありません。こういう場合に備えて、国で後から出てくる県基準に対する取扱いについての柔軟な発想のやり方を予め示していただければと思います。以上です、ありがとうございました。

大塚座長：国で考えなければいけない重要な点だと思います。では佐藤委員お願いします。

佐藤委員：北都銀行佐藤です。私から意見でございますけれども、本日発表の各自治体は、促進区域の指定に向けて積極的に対応されておりますので、こちらをモデルに他の地域にも広がっていけばと思います。やはり促進区域を指定して、そこから実際の事業を実施していくということが、非常に大事だと思います。その点も、どのように具体的に進めば良いかということも、今後議論が必要ではないかと感じました。

今回のヒアリングの中では、小田原市のように、事業化を行う上で、その実現を後押しする形で補助金の枠組みも作っているということは、非常に事業者としてはやりやすい、素晴らしい取組だと思います。これはさすが全国的なモデルになるのではないかと思います。それから小田原市の御意見の中で、「再エネの地産地消の制度づくりも必要」ということもお話しいただきましたけれども、地域の経済循環を生み出すという点では、非常に共感できる場所ですので、是非この点も皆さんと検討いただきたいと思います。

今回の論点では、④の連携強化になると思いますけれども、WWF から地方銀行への御期待の言葉をいただきまして、本当にありがとうございました。銀行との連携強化というのものは

非実施していければと思ひまして、いただいた御意見2のところ、大賛成でございます。促進区域で実際に事業を進めるに当たっては、発電の事業は相応に資金が必要になってきますので、WWF からもお話いただきましたが、銀行が発電事業に間接的に、若しくは直接的に関与していけると思っています。事業の早期の段階から、連携を進めていただくというのが非常に、事業を進める上ではスムーズに行くのではないかと思います。銀行として、経済性をチェックするという事は非常に得意な分野ですので、そういった点でも地方銀行は非常にお役に立てると思っています。また再エネプロジェクトの場合は、事業の収支に注目して精査をして融資を実行するというプロジェクトファイナンスという融資の手法がございますので、そういった手法で地域金融機関が取り組むことでも、より事業が進むのではないかと今回感じました。以上でございます。

大塚座長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。大沢委員お願いします。

大沢委員：これまでありがとうございます。私からは、他の委員と重複する部分が多いので、1点だけ意見になります。熊本県がやられている広域での GIS の整備があるかと思うのですが、久慈市でも現在ゾーニングをやっているのですが、少し課題だと思っているのは、GIS データのメッシュがなかなか整ってこないということがございます。もしそういったことを検討される上では、GIS データのメッシュの部分についても御検討いただければいいかなと感じております。以上です。

大塚座長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。では勢一委員どうぞ。

勢一委員：ありがとうございます、勢一です。追加で少しだけコメントをさせていただきます。先ほどの WWF の御指摘でワンストップ窓口が大事だと、確かに御指摘そのとおりだと思います。ただ、そもそも制度設計時に連携していないような制度になっているところが、恐らく悩ましいところです。他府省の仕組みは当然十分把握できていないし、どこも自分のところが違う特性があるのかということも、なかなか説得的にやるのが難しいのが現状なのではないかなと少し想像をしております。

小田原市の御指摘であったのですが、建物省エネ法の促進区域との一体的運用、やはり関連する制度がコラボしながら活用できるというのは非常に重要です、それがきちんと分かること、分かるためには、制度設計のときに連携していただくということが必ず必要だと思いますので、これは国でしっかり御検討をお願いしたいと思っています。

生物多様性の国家戦略も改定されましたので、今後地域戦略を策定する、あるいは策定しなくても国家戦略の趣旨に基づいて地域で生物多様性の施策を図っていくということになるかと思います。このときに、やはり意識とか発想としてこうした再エネゾーニングと重ね合わせていくというところを、お勧めをして地域で取り組んでもらう。また、OECM も認定の制度とかになれば、もう少しゾーニングの中に入れやすいということになりますので、そちらの制度もしっかり位置付けていただくなど。あとは気候変動適応計画の方ともしっかり重ねていけるように、そういうことを想定した国の計画も作っていただきたいです。国の計画の作り方も重要だと思いますので、こういうところをしっかりと考えていただければと思います。

あと、国や都道府県からデータが来ないというようなことは、必ずないように、しっかり働きかけをお願いできればと思います。以上です。

大塚座長：他にはいかがでしょうか、よろしいですか。丸山委員どうぞ。

丸山委員：前回の環境配慮というものをどういうふうにか考えるかということと関連するのですが、ダメージを減らすだけではなくて、やはりネイチャー・ポジティブな再エネを何らかの形で定義して、それにインセンティブを与えるということがあり得ると思われました。だからOECDの側から、再エネをどのように認証するか、取り組むかというアプローチもあり得ますし、もう少しネイチャー・ポジティブ、オフセットを入れるかどうかなどいろいろ議論があると思います。そういうことも含めて、何かある種のそういうカテゴリーを考えていくということは、1つの答えになり得るのではないかと思います。

大塚座長：どうもありがとうございます。私も一言だけ申し上げます。小田原市の地域貢献として地産の再エネの価値の明確化というのは大事なかなと思っております。認定において、この評価に関するような仕組みをもし入れると、若干の影響力があるのではないかなと思っております。今回の再エネ特措法の改正でも、この点は審議のときにかなり議論をしたわけですが、法律の中には明確な形では今回入ったわけではありません。温対法には若干入っています。地域のメリットが必ずしも明確にならないと今後再エネの導入は進んでいくにくいと思っているところでございます。

環境省様から、何かコメントいただくことがありましたら、お願いいたします。いくつか御質問もあったと思います。

事務局（環境省）：時間も限られておりますので、直接的に御質問いただいたところ等に限ってお答えさせていただきたいと思っております。まず古畑委員からいただきました、小田原市の御意見の双方向のコミュニケーションに関してでございます。FIT法の改正において、事業者による再エネ設備の設置場所の周辺地域の住民への説明等の義務付けがされるということでございますけれども、そもそも趣旨としては、地域との適切なコミュニケーションを促すというところでございまして、施行はこれからというところでございます。円滑な運用に向けて今経産省で検討されていると思っておりますが、今回の意見を情報提供させていただきたいと思っております。

また黄木委員から、小田原市の例を踏まえて、国としてのゾーニングがマストなのかという御意見もいただいたところでございます。前回の資料でも御説明させていただいたとおり、まちづくりの一環としての広域ゾーニングは理想的な形としては、やはり重要なのだろうと考えてございます。小田原市の例は、市街化区域で特に屋根置き太陽光を増やしていくということで、建築物主体の再エネ促進区域の設定の仕方と認識しています。長期的に望ましい地域の絵姿を検討する広域ゾーニングで言っているところとはまた少し切り口が異なるところもあるかなと思っております。その上で、GIS等の、誰がどのようにやっていくかということは、この中でも議論が様々出ておりますので、引き続き考えていきたいと思っております。

また県基準の考え方につきましても、都道府県と市町村の役割、更に国が情報提供する部分についても言及がありましたので、各主体の役割分担の中で、引き続き考えていきたいと思っております。

また、制度間の連携も様々議論いただいております。引き続き、省内の関係部局、更に関係省庁との御意見をいただいたことも踏まえて、意見交換や調整をしていきたいと思っております。

また、少しワンストップに関して補足させていただきます。支援ツールの但し書きにつき

ましては、令和5年2月時点の情報で、各予算などの予算要綱なども出ていない状況で、変更があり得るという前提での但し書きでございます。もちろんワンストップ自体は、我々も大事だと思っておるところで、ブロックごとに、各支部部局と連携した会議体を設置しております。ゼロカーボン北海道などは、北海道庁、北海道開発局地方環境事務所が、どこにお尋ねいただいても、たらい回しなどをするのではなく、どこの省庁の施策も相談を受けたら、中で議論してお答えを返すような体制を組んでおりますので、そういった姿勢で対応していきたいと思っております。以上でございます。

大塚座長：ありがとうございました。そうしましたら、本日は様々な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。ヒアリングに御対応いただきました皆様にも感謝申し上げたいと思います。それでは今後の予定などにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：大塚座長、ありがとうございました。また、委員の皆様、ヒアリングに御対応いただきました皆様、誠にありがとうございました。次回でございますけれども、民間事業者等へのヒアリングを実施したいと思います。日程につきましては、詳細が決まり次第別途御連絡いたします。また、本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、委員の皆様にご確認いただきました後に、環境省ホームページに掲載いたします。では、検討会の閉会に当たりまして、環境省白石地域脱炭素推進審議官から御挨拶させていただきます。よろしくお願いたします。

白石審議官：環境省の白石です。いろいろ今日は、多岐にわたり、特にゾーニングに関して先端的な取組をいただいています4自治体様、それから自然保護団体お二方からは多くの有益な意見、それから御質問も含めていただきました。いくつか簡単に申し上げますと、三田補佐が申し上げたように、ワン・ストップ・サービスの気持ちは我々にはあります。常日頃より「何か悩んだら、とにかく環境省に聞いてほしい」と言っています。たらい回しになってしまうようにということですが、我々は、地域脱炭素の窓口的な気持ちでおりますが、霞が関という所は、一応分担原則に則って省庁が編成されているので、例えば他の役所の何か施策に関して「環境省が勝手に話を進めている」ということになると困ります。従って、一応はワンストップ的に環境省が受けて、それを一応御相談には応じた上で、各府省にも繋ぐという気持ちでおります。

専門的な人材の関係に関して御提案いただきました。これは今我々の部局、環境経済課で、資格制度を作って、地域の金融機関などが、知見や能力を高めて、資格認定、国家資格に近いような制度を持ってやっていただく、人材のキャパビルに役立つような制度を設けようという取組もしているところだけ、簡単に御紹介します。自治体の再エネ話は、ドイツと、なぜ日本が違うのかというところに現れているわけです。やはりエネルギーの供給責任を自治体が業務として負っているのかどうか大きなところなんです。我が国では、民間事業者が明治時代以降の制度で一応供給責任を負ってやってきたということもあります。現在では、自治体がそもそも電力事業やガス事業をやるということになっていないという歴史的な経緯・前提があります。「自治体がなぜやらないのか」ということは、確かにそういうところに大きな原因があるだろうとは思っています。他方で、再エネのポテンシャルや再エネの事業自身が依拠するそのものの資源は地域に存在するのだということは、全く我々も気持ちとしては同じです。自治体ないし地域のコミュニティーが、再エネ事業の主体であるという状態を作り出すことが、上手くどうやったらできるのかということに関し

では、引き続きよく考えていきたいと思えます。必ずしも自治体でなくてもよいと思えますけれども、実際にやはり地域が主体的にやっている事業というのは、上手くいっているという実感があります。そういうものがもっとメカニズムとしてどのように進んでいくのかということに関しては、御提言のとおり、引き続き考えていきたいと思っています。

それからお金の支援の話ですが、我々も財政力が無限であれば良いのですが、実際は資金支援ということをやっていくと、いただいた WWF の但し書きに書いてあるところに、実際は魂が入っているところでもあります。気持ちとしては支援するのですが、制度の細部に魂が宿るというところもあります。そこは、あまりフリーライドにならないようにということも考えながらやっていきたいです。

それから、NACS-J の大野さんからいろいろいただきました。特に言葉が刺さったのは、「保全地域の設定がちょっと少ないのではないか」というような点です。私も自然環境局で審議官をやって、いろいろな国立公園を見たのですが、地域や国立公園の様態によって、同じ地域区分、例えば、特保・1特・2特・3特・普通地域となると、地域の様態によって、かなり様態が違おうかと思います。同じ2特・3特でも、同じ価値があるのかということに関しては、必ずしもそうではないだろうとは思っているものの、実態として「国が絶対やってはいけないものは、特保、1特です」ということで法令上、保全すべき地域を定めた経緯があります。ただし、「特保・1特以外の地域はやってよいです」という気持ちでやっているものではなくて、地域ごと、県や自治体の判断で、しっかりと除外エリアを決めてくださいという制度になっております。まずは地域やいろいろなコミュニティの中での議論がしっかりとなされるという前提での設定になっているということだけは申し上げたいと思えます。

また、OECM との関係は非常に悩ましいところもありますので、引き続き自然環境局も交えて、我々で考えていきたいと思えます。本当にお答えしていない自治体の皆様からの様々な意見は制度を考えていく上で、引き続き貴重な意見として承りました。本日は本当にいろいろ貴重な御審議をいただき、委員の皆さんも含めてありがとうございました。感謝申し上げます。以上です。

事務局：白石審議官ありがとうございました。事務局と環境省からは以上でございます。

大塚座長：それではこれにて閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

以上